

農地の公的管理の出発と歴史

(山形県農業会議 平成 16 年 5 月「農業委員会の過去、現在、未来」より)

1. 農地調整法が起点(昭和 13 年 4 月、戦時農地立法として成立)

- (1) それ以前には農地の権利関係に規制をかける特別法は存在せず
- (2) この農地調整法に市町村農地委員会、道府県農地委員会の設置規程がおかれる。
- (3) 農地委員会は、「特別ノ独立ノ地位ヲ有シ権威アル機関」として合議による小作関係の調整等を処理
- (4) 戦前期にあっても、農地の権利関係の管理・調整は農村現場に精通する者の合議で決定する委員会組織で処理(農業委員会は農地の公的管理・調整組織としてそれほどに歴史的な重みを持つ)

2. 農地改革段階

- (1) 敗戦後の昭和 20 年から農地改革が準備され実施されていくが、市町村農地委員会は小作・地主・自作の階層別選挙によって選出された農地委員(小作 5 人、地主 3 人、自作 2 人)を中心に組織される委員会として再編
- (2) この農地委員会が合議に基づいて農地改革を民主的に実施、地主制を解体して自作農を広汎に創設
- (3) 農地改革段階で村々の農地管理が農民の代表たる農地委員会によって遂行されるという歴史的、画期的な経験と実績を積む。
- (4) この組織の行動の基本は今日の農業委員会にも受け継がれている。

3. 農地の公的管理主体へ

- (1) 農地改革が概ね終了した後の昭和 26 年、農業委員会に関する法律(以下「農業委員会法」という。)の制定により、農地委員会は農業委員会へと再編
- (2) 三委員会(農地、農業調整、農業改良)を統合して、公選による農民の代表たる農業委員で組織される行政委員会へと再構築

戦後農地制度の変化と農業委員会の機能

(山形県農業会議 平成 16 年 5 月「農業委員会の過去、現在、未来」より)

1. 今日の農業委員会の農地業務

(1) 農業委員会の目的

「農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため」

参考資料

ア、農業委員会設置の目的(昭和 26 年衆議院農林委員会・農業委員会法案提案理由説明)

「わが国農業の前途に横たわっている数多くの問題を解決致しますためには、先ず以て農民の積極的な意欲と主体性をもった活動と協力が無ければ、到底望み得ないと堅く信ずるのであります。従来の農業施策の実施の上において、最も欠如して居りましたものは、制度上農民の自主性が重要視されていなかった点ではなかったかと思うのであります。

この欠陥を補いますには、従来「上から」行われていた農業政策を「下から」の農業政策に切り換えることが根本問題であろうと考えるのであります。勿論、地方における農業政策の主体と致しまして、都道府県、市町村という自治体があるわけでありまして、今後共農業の指導助成の担当者であることに変わりはないのであります。施策の実施を充分におさめるためには、それが農民の意欲なり、希望なりと一致するものでなくてはならないのであります。そこで現在のような困難な事情の下にある日本農業に将来にわたって繁栄をもたらすため

には、どうしても、農民の声をして直接都道府県なり、市町村なりの行う農業行政の上に反映させるための組織が必要であろうと考えるのであります。」

(島村農林政務次官 昭和 26 年 檜垣徳太郎著『農業委員会法の解説』P 11～12 より引用)

イ、農業委員会設置の構想(時代背景：昭和 26 年「農地改革から農業改革へ」三委員会統合)

「農業の進歩発達のためには、経営者である農民の創意と工夫による改善、適切な農業政策の実施によるその促進が要求せられることはいうまでもない。そして、農民の農業事情改善に対する意欲が政策の上に反映され、現実の農業政策が農民によって消化されることが、効果の上から言っても民主的な政治体制の上から言っても不可欠のことであるといわざるをえない。ここに、農業行政に何らかの形で関与する農民の代表機関の存置を必要とする理由がある。・・・農民の自主的な立場における行政関与により、我が国農業の生産力の発展と農業経営の合理化を図り、農民の社会的経済的地位の向上に貢献させようということが農業委員会設置の構想の根幹である。

およそ、一つの制度が存在の正当性をもつのは、与えられた社会的経済的な条件の下において、それが必要とせられる限りにおいてであり、新しい制度というものは、現実の社会の中に、その制度の行われることを要求する動因があつて始めて可能なものとなる。」

(昭和 26 年 檜垣徳太郎著『農業委員会法の解説』P2 より)

(2) 業務

必須業務

農地法その他の法令によりその権限に属させた農地、採草放牧地又は薪炭林(以下「農地等」という。)の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律によりその権限に属させた事項

任意業務

- イ) 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事項
- ロ) 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項
- ハ) 法人化その他農業経営の合理化に関する事項
- ニ) 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究
- ホ) 農業及び農民に関する情報提供

平成 18 年改正

農業振興業務について、農地の確保・効率的利用、農業経営の合理化及び情報提供に関する業務に重点化されました。

(改正前)

- イ) 農地等の利用関係についてのあつせん及び争議の防止に関する事項(改正後のイ・ロ)
- ロ) 農地等の交換分合のあつせんその他農地事情の改善に関する事項(改正後のイ・ロへ)
- ハ) 農業及び農村に関する振興計画の樹立及び実施の推進に関する事項(改正後のイと法第 6 条第 3 項(意見の公表・建議等)で対応)
- ニ) 農業技術の改良、農作物の病虫害の防除その他農業生産の増進、農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する事項(改正後のハ)
- ホ) 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究(改正後のニ)
- へ) 農業及び農民に関する事項についての啓蒙及び宣伝(改正後のホ)

2. 農地制度の変化と農業委員会活動の特徴

(1) 戦後農地制度の確立(統一的農地行政の徹底)

昭和 27 年農地法制定

- イ) 農地改革の成果の維持
- ロ) 自作農の育成
- ハ) 農地の権利の擁護を目的とした農地行政

農地一筆毎に統制する手法をシステム化(画一化された農業委員会が全国的に形成)
統一的統制・管理を貫徹することにより農地を保全(他方で、その業務の性格上、農業者の代表機関でありながら農業者と一定の距離)

(2) 農地制度大改正(農委の独自性発揮への転機)

戦後復興から高度成長へと展開する経済社会構造の変化に対応

昭和 36 年農業基本法(農業構造の改善)

この方向に即して、昭和 37 年、農地法改正(農業生産法人制度の創設等)

昭和 45 年農地法の大改正

農業構造の改善、農地の流動化は賃貸借によって推進(強固な賃貸借規制を大幅に緩和)

イ) 賃貸借の合意解約等は農業委員会への通知

ロ) 統制小作料から標準小作料へ

八) 農地保有合理化事業

二) 農業生産法人の要件緩和

農業委員会の業務

イ) 標準小作料の設定等法定業務が増加するとともに、この頃から農地の流動化の促進が求められる。

ロ) 従来の画一的な農地業務処理からの転換期(農業委員会活動に格差)

(3) 利用権制度の導入・展開(農業委員会の多様な活動への展開)

昭和 50 年、農振法の改正により、農地制度上に利用権制度が創設。同制度は昭和 55 年に農用地利用増進法へと展開(所有権移転等を含んだ事業へと拡充)

この制度は、利用増進計画を農業委員会の決定を経て市町村が公告することによって効力が発生

イ) 農地法の強固な規制を排除しながら地域の農業者の自主的集团的な農地の利用増進を企画

ロ) 上からの統制ではなく、農地の流動化・方向付けで農業者の自主的な意向を尊重しつつ推進、農業委員会の公的関与をそれにかませる制度へと変化

平成 5 年には農業経営基盤強化促進法へと法律名を変更、大幅に改正

イ) 認定農業者への農地利用の集積等担い手の農業経営基盤の強化を図る方向

ロ) 農地移動の多くが利用権設定等の新たな制度に乗り、農地法許可・統制業務は縮小

八) 他方で、農業委員会は新たな制度での農地流動化の取り組み(基本構想、利用集積計画の策定・決定・貸し手の掘り起こし、認定農業者への利用集積、遊休農地の解消など)への積極的な対応

二) 農業委員会は机上での処理から農村現場に出て農業者の中に入り活動する段階へ。業務の領域も農地事務のみではなくて担い手育成、農業振興、農村振興などの多様な活動に独自性を発揮

(4) 農外からの攻勢への対応(公的代表組織としての活動)

農地法制の著しい変化

イ) 特定農地貸付け特例法(平成元年)

ロ) 市民農園整備促進法(平成 2 年)

八) 特定農山村法(平成 5 年)

二) 農業生産法人の要件緩和(今日では株式会社形態の農業生産法人を容認：平成 13 年 3 月 1 日施行の改正農地法)

ホ) 農地転用許可業務の自治事務化(2ha以下の転用)構造改革特別区域法(平成14年12月18日公布、平成15年4月1日スタート)

同法により、農業生産法人以外の法人(一般の株式会社等)の農業参入が認められる。ただし、農地は地方公共団体等から株式会社等にリースされる必要があり、その所有は禁止されている。さらに経済財政諮問会議等からは、リース方式の農業経営について早急に全国規模で実施するよう求められている。

農地の適正な管理、利用調整問題は、農業者間の利用調整といったレベルを超えつつある。

イ) 企業の農地侵食を農地転用の場面のみではなく耕作目的の利用の点でも厳重にチェックする必要。

ロ) 農業者の公的 대표組織としてこうした動きに対してどのように対処していくかが問われる

こうした状況下、本来は独立した機関であるべき農業委員会が行政部局の下部機関化?の傾向

少数の兼務職員の配置といった委員会、予算の減少、交付金の一般財源化の要求、農業委員の活動手当ても極めて小額(差迫る危機を前にして、それを迎え撃つ体制が崩れかけている?)

農業委員会に関する法律の改正の背景

(全国農業会議所「農業委員会制度改正のポイントと今後の活動」外より)

1. 情勢

経済の国際化に伴う農業経営の効率化要請

規制緩和、地方分権など社会・経済構造の一大変革

担い手の減少、遊休農地の増加

担い手・農地制度を含む農政の抜本改革

市町村合併と農協組織の再編成等の進展

2. 検討経過

(1) 農業委員会等制度研究会における検討(平成6年10月～平成12年2月)

- 農業の国際化の進展を踏まえ、農業委員会系統組織の果たすべき役割と組織体制の在り方を検討するため、平成6年10月に「農業委員会等制度研究会」が設置され、平成7年12月の中間報告「農業委員会系統組織の展開方向 - 地域の特性に応じた農業の確立に向けて -」を経て、平成12年2月に最終報告「農業委員会等制度研究会報告書 - 地域農業確立のための組織づくりに向けて -」を取りまとめた。これを受けて、全国農業会議所は平成13年1月に、平成16年度末を目標とする「農業委員会系統組織の改革プログラム」を策定した。

(2) 「食料・農業・農村基本計画」での位置付け(平成12年3月)

- 食料・農業・農村基本計画において、農業委員会系統組織について「優良農地の確保及びその有効利用、担い手の育成及び確保等の役割を効率的かつ十分に果たすことができるよう、組織体制の適正化や組織の効率的な再編整備に必要な施策を推進する」とされた。

(3) 有識者懇談会の「農地制度に関する論点整理」での指摘(平成14年10月)

- 農林水産省は平成14年4月に発表した「食と農の再生プラン」で農業の構造改革を加速化する観点から農地法の見直しに着手するとし、同年6月に設置された「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」が10月に「農地制度に関する論点整理」を取りまとめた。その中で、農業委員会について、「農地を巡る課題への運動論的取り組みの強化と組織の在り方の見直し、農業委員会への幅広い層の参画、関係機関との協力関係の構築、などについて農地制度の検証作業の一環として取

り組む必要がある」とした。

(4) 地方分権改革推進会議の意見(平成 14 年 10 月～平成 16 年 5 月)

- 地方分権改革推進会議は、平成 14 年 10 月に「事務・事業の在り方に関する意見 - 自主・自立の地域社会をめざして -」を取りまとめ、「農業委員会について市町村条例による選択制への移行等も含めた必置規制の撤廃又は大幅緩和、交付金の一般財源化の検討」を提言した。
- 同推進会議は平成 16 年 5 月 12 日に最終意見として、「地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見」を取りまとめ、「農業委員会、普及職員の必置規制の廃止又は一層の緩和、交付金の一般財源化等について一層の改革を検討すべきである」とした。

(5) 経済財政諮問会議の「骨太方針・第 3 弾」での指摘(平成 15 年 6 月)

- 平成 15 年 6 月、経済財政諮問会議の「骨太方針・第 3 弾」は、「農業委員会、農業改良普及事業等の地方組織のスリム化を早急に進める」とし、農業委員会については、「必置基準面積を大幅に引き上げるとともに、選挙委員の法定下限定数を引き下げる。併せて、農業委員会の組織のスリム化、効率化を進め、これに沿った交付金の縮減を行う」とし、次期第 159 回通常国会に法律の改正案を提出するとした。また、交付金については、「なお、改革の進展状況を踏まえつつ、平成 18 年度までに、地方の自主性の拡大の観点に立って、交付金について一般財源化等その在り方等について所要の検討を行い、結論を得る」とした。

(6) 「農業委員会に関する懇談会」報告と組織検討(平成 14 年 10 月～平成 15 年 4 月)

- 平成 14 年 10 月に農林水産省経営局長の私的諮問機関として「農業委員会に関する懇談会」を設置し、平成 15 年 4 月までに 6 回の検討を重ね、報告書を取りまとめた。その中で、農地を巡る担い手及び地域の課題に絞り込んだ重点化等の活動の見直し、市町村の実情等に応じた選択肢を拡大する等の組織の見直し、組織のスリム化、効率化に沿った交付金の縮減等が重要であるとし、「今後、制度改正も含めた農業委員会系統組織の活動・組織の改革を行政・系統組織が加速化することが強く求められている」とした。
- 農業委員会系統組織では、懇談会報告書を踏まえて、農業委員会の活動・組織の見直し方向について、平成 15 年 6 月から 9 月にかけて、全国の農業委員会での組織検討を積み上げ、その意見集約を行って、同年 10 月に「農業委員会制度見直しに関する基本的な考え方について」を取りまとめ、政府・国会への要請を行った。

(7) 農業委員会法改正法案の国会審議(平成 16 年 4 月～)

附帯決議のポイント

- イ) 独立した行政委員会としての農業委員会の必置規制を堅持すること。
- ロ) 農業委員会の必置基準面積の見直しにあつては、業務の実態や市町村合併の状況等を勘案し、適正に決定すること。
- ハ) 女性・青年農業者、意欲ある担い手等の農業委員への積極的な登用を図ること。
- ニ) 農業委員の資質向上と協力体制の整備、農政推進機関との連携強化を図ること。
- ホ) 農業委員会の任意業務について、地域の多くの農政課題に十分対応できるよう制度運用に努めること。
- ヘ) 農業委員会交付金については、農業委員会の果たす役割の重要性を踏まえて、その在り方を検討すること。
- ト) 農業委員会の役割を踏まえた担い手・農地制度の検討を行うこと。

(8) 農業委員会の活動・組織の改革に関する特別決議(平成 16 年 5 月)

- 平成 16 年度全国農業委員会会長大会(平成 16 年 5 月 26 日)において、農業委員会法の改正を踏まえた新たな改革プログラムの策定を始め、優良農地の確保と有効利用の取り組み強化、認定農業者等の担い手づくりと農地利用集積の促進、農業委員会組織の体制及び運営の整備強化を内容とする「農業委員会の活動・組織の改革に関する特別決議」を決定し、その推進を図ることとした。

3. 農業委員会に対する指摘

市町村合併に対応した組織の再編・効率化が急務

農業委員数が過大(農業委員数 平成 14 年 5 万 8 千人)

活動が総花的で地域差が大きい

担い手農家等の声が反映されにくく、委員の選任方法を見直すべき

農業委員会制度の改正内容

平成 16 年 11 月 1 日付け平成 16 経営第 4496 号農林水産省経営局長通知
「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の運用について」より

1. 制度改正の趣旨

将来にわたる食料の安定供給と農業の持続的発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、このような農業経営を営む者に対する農地の利用集積を図ることが重要である。そのためには、地域において構造政策を推進する役割を担う農業委員会について、業務の重点化と業務運営の効率化等を促進する必要がある。また、特に最近においては、耕作放棄地の増大や担い手の減少といった問題に適切に対応することが強く求められており、農業委員会の組織や活動のあり方について、このような近時の農地や担い手をめぐる情勢を踏まえたものとしていく必要があるところである。このため、平成 14 年 10 月以降、「農業委員会に関する懇談会」において、農業委員会制度全般にわたる検討が重ねられ、平成 15 年 4 月に、「制度改正も含めた農業委員会系統組織の活動・組織の改革を行政、系統組織が加速化することが強く求められている」等の検討結果が取りまとめられたところである。

一方、農業委員会については、組織のスリム化と設置・運営に係る市町村の裁量の拡大が強くもとめられているところであり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003(平成 15 年 6 月 27 日閣議決定)」において、必置基準面積の大幅な引上げや選挙委員の法定下限定数の引下げ等を行うこととされたところである。

これらを踏まえ、農業委員会の設置に係る市町村の自主性を高めるとともに、構造政策の一層の推進に向けた効率的な業務運営を確保するため、今回の制度改正が行われたところである。

なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004(平成 16 年 6 月 4 日閣議決定)」において、「改正された関係法律等に沿って、地方の裁量権の拡大と地方組織のスリム化を図る」とされていることから、今回の制度改正を踏まえた取組が着実に実施されるようご配慮をお願いする。

2. 農業委員会の組織の効率化

(1) 農業委員会の必置基準面積の引き上げ等

必置基準面積の算定から生産緑地地区以外の市街化区域内農地面積が除外されました。
(法第 3 条第 5 項)

市町村合併の進展により、市町村の平均農地面積が概ね 2 倍程度に拡大する等のため、必置基準面積が都府県(90ha 200ha)、北海道(360ha 800ha)に引き上げられました。

(2) 選挙委員定数の下限の条例への委任

法定化されていた選挙委員の下限定数 10 人を廃止し、市町村条例に委任されました。(法第 7 条第 1 項)

その場合、農業委員会は公選によって選出された農業者の代表による合議制機関であることから、選挙委員の定数は選任委員の数を超えるようにしなければなりません。(施行令第 2 条の 2)

(3) 選任委員の選出方法の見直し

団体推薦委員

推薦主体(従来は農業協同組合、農業共済組合)に土地改良区が追加されるとともに、団体の組合員も委員として推薦できるようになりました。(法第 12 条第 1 項)

土地改良区は、その地区が当該農業委員会の区域全部または一部を包含しているもの

(当該土地改良区が2以上ある場合には、当該2以上の土地改良区が協議して1を限り定めたもの)とされました。(施行規則第8条第3号)

議会推薦委員

定数の上限が引き下げられました(5人以内 4人以内)。市町村条例で4人より少ない人数を定めている場合はその人数とされました。(法第12条第2項)

3. 農業委員会の活動の重点化

農業委員会が法令業務以外で行う業務(農業振興業務)について、農地の確保・効率的利用、農業経営の合理化及び情報提供に関する業務に重点化されました。(法第6条第2項)

農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事項

農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項

法人化その他農業経営の合理化に関する事項

農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究

農業及び農民に関する情報提供

◇ 及び の業務の実施にあたっては、隣接又は近接する農業委員会間の連携の下に、入作の可能性がある他の市町村の区域に住所を有する農業者等の意見を踏まえ、地域における優良農地の確保及び担い手の育成等構造政策の推進に努める必要がある。

◇ の業務については、従来、「農業及び農民に関する事項についての啓蒙及び宣伝」と規定されていたところであるが、農業委員会には、「啓蒙及び宣伝」とどまらず、農業の担い手や地域の求める農地等の効率的な利用の促進や農業経営の合理化等に資する情報の的確な把握及び提供を行うことが期待されていることから、今回、「情報提供」に規定が改められたところである。この趣旨を踏まえ、情報提供活動の一層の推進に努める必要がある。

◇ 今回「農業及び農村に関する振興計画の樹立及び実施の推進に関する事項」の規定が削除されたところであるが、農業委員会における農業経営に関する業務及び農業者代表としての意見公表等に関する業務の一環として、農業及び農村に関する振興計画の樹立への協力や意見の公表等を行うことを妨げるものではない。

資料 - 農業委員会に関する法律・同法施行令・同法規則 三段表

農 業 委 員 会 の 活 動

1. 平成19年度全国農業委員会会長大会の議案内容

平成19年5月29日開催された農業委員会会長大会の決議内容を掲載した。第1号議案 活力ある農業・農村の再生に向けた政策提案決議、第2号議案 農地政策の再構築に向けた提案決議、第3号議案 現場に軸足をおいた『行動する農業委員会』の実践に関する申し合わせ決議、第4号議案「情報活動」の強化に関する申し合わせ決議、特別要請決議 **WTO農業交渉**ならびに **EPA / FTA交渉**に関する特別要請で下記のとおりです。

[第1号議案]

活力ある農業・農村の再生に向けた政策提案決議

わが国農業・農政は、農業構造改革の実現に向けて、本年度から3年間で「改革集中期間」とし

て、認定農業者等担い手に対する集中的かつ重点的な支援を強化する農政改革に全力で取り組んでいる。

また、農山漁村地域の活性化を総合的かつ機動的に支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の創設や、農地・水・環境保全向上対策も今年度から本格実施され、地域の力を活かした農山漁村づくりに着手されている。

WTO農業交渉の再開やEPA/FTA交渉の進展など、急速な国際化が進むなかで、品目横断的経営安定対策を柱とした産業政策と農地・水・環境保全向上対策を柱とした地域振興対策を農業・農村現場に普及・定着させ、地域の農業生産を担う国際化にも対応し得る担い手の確保・育成を急ぐとともに、それを支える農村基盤の確立をめざすことが重要である。

こうしたなかで、先般、経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会が、主導権をもってEPA交渉を加速させるために、農地の利用・所有の自由化を柱とする「農業の構造改革」を進めるべきとする報告を取りまとめた。これは、国土の保全や国民食料の確保を困難にするだけでなく、地域における秩序ある農地の利用や管理を行う上で、現実的でない。また、現在、全力で取り組んでいる農政改革の推進に支障をきたし、農業・農村現場に大きな混乱と不安を招くことが必至であり、受け入れ難い内容である。

われわれは、公正・公平な農産物貿易ルールのもと、食料自給率の向上に向けた意欲ある担い手の確保・育成と農地の確保・有効利用の取り組みこそ、基礎となるものであり、新たな経営所得安定対策の現場における普及・定着と適正な農地政策が重要であると考えます。農業委員会系統組織として、農業構造改革に向けて、これまで以上に機能と役割を十全に果たしていくことが使命である。

以下は、認定農業者と農業委員会との意見交換会の積み上げ等を踏まえた活力ある農業・農村の再生をめざすための政策提案であり、政府・国会は、今後の政策遂行にあたって、これらを十分に踏まえるよう要請する。

提案事項（政策提案の全体構成）

・活力ある農業・農村の再生をめざすための基本的な考え方

1. わが国農業・農村の再生に向けた農業構造改革の推進
2. 施策の推進・強化のための十分な予算の確保
3. 時代の変化に対応した安心・安全な食料供給と食料自給力の向上
4. 国際交渉における適切な国境措置の確保
5. 国と地方の役割分担の明確化と農政推進体制の整備・強化
6. 農業委員会の必置規制の堅持と市町村合併に対応した農業委員会の体制・機能の整備

・担い手・経営政策に関する提案

1. 品目横断的経営安定対策等の担い手支援施策の着実な推進
 - (1) 認定農業者等担い手の確保・育成
 - (2) 品目横断的経営安定対策の円滑な実施に向けた支援と推進体制の整備
 - (3) 野菜、果樹、畜産・酪農など品目別の経営安定対策の推進
2. 担い手の農業経営の自立化と体質強化に関する施策の充実
 - (1) 「情報ルート」の整備による経営改善のための情報と意識の共有化
 - (2) 農業経営の内部資本蓄積を高める施策の充実
 - (3) 農業経営の法人化の推進と多角化・高度化の支援
 - (4) 農地・施設・人材を含む経営資源の継承対策の推進
 - (5) 農業経営者組織・運動への支援と担い手育成に向けた推進体制の整備
3. 新たな農業人材の確保・育成対策の推進
 - (1) 新規就農・農業人材確保対策の推進
 - (2) 「農業技術検定制度」の構築と実施体制の支援

- (3)外国人研修・技能実習制度の充実
- 4. 農業者年金のさらなる加入推進と制度の安定的運営
- 5. 担い手の支援のための機関・団体の体制整備

・**農村地域の振興に関する提案**

- 1. 農地・水・環境保全向上対策の着実な推進
- 2. 国民参加による活力ある農村づくり
- 3. 中山間地域対策の強化
 - (1)中山間地域等直接支払制度の着実な推進
 - (2)有害鳥獣対策の強化
- 4. 都市農業振興対策の確立
 - (1)都市地域における農業振興施策の推進
 - (2)新たな観点に立った「都市農地等保全制度(仮称)」の構築等
 - (3)快適で住みよいまちづくりの推進

・**食料の安定供給と安全の確保に関する提案**

- 1. 食料自給率の向上のための取り組みの強化
- 2. 食農教育を通じた国民合意の形成と地産地消の推進
- 3. 食の安全・安心を基本とした農産物の生産体制と国境措置の確保
- 4. 加工食品および外食産業における原産地表示の義務づけ
- 5. 国産農産物の輸出拡大への支援
- 6. 地球温暖化への対応と国産バイオ燃料等の実用化の推進

農地制度・政策関係は、第2号議案「農地政策の再構築に向けた提案決議」。

・**活力ある農業・農村の再生をめざすための基本的な考え方**

1. **わが国農業・農村の再生に向けた農業構造改革の推進**

農業の国際化や市場原理の一層の導入、多様な消費者ニーズに対応し得る「効率的かつ安定的な農業経営」の広範な確保・育成を抜本的に進め、農業構造改革を急ぐことが喫緊の課題となっている。このため、「品目横断的経営安定対策」の着実な推進とあわせて、農地の面的集積の一層の促進や無利子融資、融資主体型補助など、認定農業者等担い手に対する集中的かつ重点的な支援を強化する農政改革について、農業・農村現場に普及・定着を図り、十分な活用と実効ある取り組みがなされるよう支援を一層強化する必要がある。

とりわけ、担い手の規模拡大やコスト低減、経営者能力の向上など経営改善に向けた自主的な経営努力を最大限発揮させることが重要である。

また、兼業地帯や高齢化の著しい地域など担い手が不足している地域においては、集落営農組織の育成と、その法人化が急務となっており、リーダーの確保・育成、経営管理能力の向上などの取り組みを一層支援する必要がある。

2. **施策の推進・強化のための十分な予算の確保**

農業・農村現場において農政改革を着実に推進するためには、農業者をはじめ関係機関・団体が目標と計画性を持って実効ある取り組みを行うことが不可欠である。このためには、農業構造改革を推進するための十分な予算の確保と、政策推進の手順や手法、地方の取り組みを裏打ちする国の財政支援について、「集中改革期間」とされた3カ年だけでなく、「基本計画」の目標年次である平成27年度までの継続性のある事業展開を図る必要がある。

特に、経営の安定的な継続を図る観点から、認定農業者の経営改善計画(5カ年計画)の達成に向けた施策について、複数年にわたる安定的な事業実施を図るための予算措置を講じること。

また、三位一体改革に伴う税源移譲に対応し、現場における施策の推進に支障をきたす

ことのないよう、地方財政措置の十分な確保や農政推進に必要な財源の確保に努めること。

3. 時代の変化に対応した安心・安全な食料供給と食料自給力の向上

グローバル化の進展に伴い、農産物貿易の一層の拡大が見込まれている一方で、世界の穀物需給は、人口増加、耕地面積や単収の伸び悩み、開発途上国の経済発展等に伴い、消費量が生産量を上回る状況が続いている。

さらに、近年の燃料用エタノール等食用以外の穀物需要の増加、天候不順等も加わり、穀物・大豆の国際価格は上昇傾向にある。今後の水資源の不足や地球温暖化等を考えれば、世界における食料需給の逼迫が懸念され、わが国の食料需給にも大きな影響を及ぼすことは確実である。

こうした情勢に対応して、安全な国民食料の安定的な供給を図るためには、国内における食料の自給体制の整備・強化に一層努めることが急務であり、施策の強化を進めることが重要である。

あわせて、食料自給率の向上に向けて、国民的な合意を図りつつ、食育基本法に基づく食育推進基本計画を踏まえ、米を中心としたバランスのいい食生活(日本型食生活)の普及・定着を図ること。

また、経済・商工界や教育、消費者など国民各界各層が食と農の連携を強化し、食農教育を推進するとともに、農業・農村への理解促進と信頼関係の醸成、地産地消の取り組みへの一層の支援強化に努めること。

4. 国際交渉における適切な国境措置の確保

再開されたWTO農業交渉や日豪をはじめ二国間のEPA/FTA交渉などにおいて、アジア諸国や開発途上国との一層の連携を図り、「多様な農業の共存」を基本理念とするわが国の主張の実現を図るとともに、食料輸出国のみが恩恵を得るようなルールではなく、食料輸入国の食料安全保障の確保が可能となる公平・公正な貿易ルールの確立に努めること。

とりわけ、交渉にあたっては、国内農業・農村を存続・発展させる観点から、適切な国境措置と国内支持の確保に全力で取り組むこと。

5. 国と地方の役割分担の明確化と農政推進体制の整備・強化

農政改革を着実に推進するため国と地方の役割分担を明確にするとともに、農政推進体制を整備・強化することが重要である。とりわけ、食料の安定供給と安全の確保、農地・水の確保、農業を担う人材の確保とその経営・所得の安定については、国の役割として責任を持って対応すること。

現在、新たな経営所得安定対策の農業・農村現場における展開が重要となっている一方で、急激な市町村合併や地方財政の逼迫の結果、農政の推進体制の弱体化が懸念されている。

このため、国、都道府県、市町村の従来の行政ルートと、農業委員会系統組織、JA系統組織など農業者を代表する組織を活かした農政の推進体制を再構築すること。あわせて、国は地方公共団体や農業関係機関・団体に対する直接的な助成や連携・協力を通じて万全な農政推進に努めること。

6. 農業委員会の必置規制の堅持と市町村合併に対応した体制・機能の整備

貴重な経営・生産資源である農地に関する業務を全国的な統一性、公平性、客観性をもった的確に実施するとともに、農政改革の普及・浸透を図るため、農業者の公的代表機関である農業委員会の必置規制と農業委員会交付金制度を堅持すること。

併せて、市町村合併による広域化や権限委譲の進行に対応し、農業委員会の体制および機能の維持・強化、法令業務の適正な執行を図るため、

専任の農業委員会事務局長の設置や職員の適正配置

市町村の支所単位等の事務局設置や事務処理体制の整備

農業委員・農業委員会協力員等への支援の拡充

税源移譲に伴う必要な財政措置

等を市町村に対し強く働きかけること。

・担い手・経営政策に関する提案

1. 品目横断的経営安定対策等の担い手支援施策の着実な推進

(1) 認定農業者等担い手の確保・育成

地域農業の構造改革を推進していくためには、認定農業者等の担い手を継続的・安定的に確保・育成していく取り組みが不可欠である。

このため、認定農業者制度や担い手支援施策の周知等を図り、農業経営に意欲と情熱を持つ未認定農業者や青年農業者、女性農業者等を対象とした認定農業者への誘導・掘り起こし活動や認定農業者のフォローアップ活動の支援を拡充・強化すること。

また、認定農業者や市町村の基本構想に定める目標を達成し、さらなる経営改善に取り組もうとする農業経営者等の経営能力の向上を図るため、青色申告・複式簿記記帳の指導、法人化の推進などの取り組みに対する支援を強化するとともに、都道府県農業会議をはじめ都道府県担い手育成総合支援協議会の推進体制の一層の整備を図ること。

特に、担い手への経営支援施策として新たに導入された地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業(融資主体型補助)や無利子融資などについて、現場の需要に十分応えられるよう必要な予算を確保すること。

(2) 品目横断的経営安定対策の円滑な実施に向けた支援と推進体制の整備

品目横断的経営安定対策等の本格的な実施に当たり、集落営農の組織化が認定農業者等の規模拡大努力を損ねることのないよう、当事者間や関係機関・団体との連携を一層強化すること。

また、都道府県、市町村、さらに現場段階において、品目横断的経営安定対策と米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策が有機的に進められるよう、各対策の相互の情報交換と連携を密にすること。

さらに、品目横断的経営安定対策が現場で円滑かつ適正に導入・実施されるよう、国と都道府県等の地方公共団体の担当部局との連携・協力体制を強化するとともに、地域の実態を踏まえた普及・定着が図られるよう検討を進めること。

(3) 野菜、果樹、畜産・酪農など品目別の経営安定対策の推進

品目横断的経営安定対策の対象品目以外の野菜、果樹、畜産・酪農などもわが国農業を支える重要な品目である。このため、これらの品目に対する経営安定対策について、意欲ある担い手・産地への施策の集中・重点化を基本にした現行の施策の充実・強化を図るとともに、認定農業者等担い手の経営確立に着目した総合的な対策の導入について検討を進めること。

また、昨今の飼料価格の上昇を踏まえ、飼料価格の将来展望や今後の対応方向等について、適宜・適切な情報が個々の畜産経営の現場に直接届けられるよう情報の開示・提供に努めるとともに、配合飼料価格安定制度および飼料穀物備蓄制度について、適切な運営を行うこと。

2. 担い手の農業経営の自立化と体質強化に関する施策の充実

(1) 「情報ルート」の整備による経営改善のための情報と意識の共有化

認定農業者等担い手が自ら経営改善を進めていくためには、経営支援施策や農業経営にかかる種々の情報を直接、取得し活用できる体制を確立する必要がある。

このため、担い手への情報提供・意見の集約等を一元的に担う担当者の都道府県・地域の担い手総合支援協議会の事務局への配置について支援するとともに、農業委員・農協役員等を通じた経営支援等情報の提供体制の整備を支援することにより、担い手への情報提供、地域ごとの経営課題を抽出し改善する取り組みの推進および農業現場における担い手育成の機運の醸成・定着を図ること。

(2) 農業経営の内部資本蓄積を高める施策の充実

経営の内部資本蓄積を高め、体質の強い経営を育成するため、売上額の一部を積み立てるなど農業者自らの経営努力を助長する施策を確立すること。

特に、今年度から措置されている「農業経営基盤強化準備金」制度について、交付金の交付を受ける土地利用型以外の野菜、果樹、畜産・酪農経営も対象にするか、もしくは同様の内部蓄積を高める対策について講じること。

その際、例えば、売上額の一部を経営の外部(金融機関等)に積み立て、その積立額を損金算入し、国等による一定の審査を受けた上で経営の安定のために取り崩しを行えるような仕組みについても検討すること(注1参照)。

(注1)「農場経営積立金制度(Farm Management Deposits : FMD)」

オーストラリアで1999年に創設された制度。最高30万豪ドル(約2,500万円)までを課税所得から控除(必要経費に算入)し、金融機関に積み立て、経営が困難になった際に、連邦政府の審査を受け、非課税で引き出すことができる。

(3) 農業経営の法人化の推進と多角化・高度化の支援

農業経営の法人化は、経営管理の合理化、労働条件の改善・雇用労働力の確保、経営資金の調達、さらには社会的信用力の強化等の面で大きな転機となるものであり、経営の熟度に応じて法人化を推進する必要がある。

このため、農業法人経営の先達のノウハウを活用しつつ、農業経営の法人化に向けた普及・啓発の取り組みと推進体制の整備を図ること。

また、集落営農組織について、既存の農業法人等の経営ノウハウの導入や人材の確保など経営の内実を高める取り組みを推進するとともに、法人化に向けた支援対策を拡充すること。

さらに、農業経営の自発的な多角化・高度化を支援するため、認定農業者等担い手を実施主体とする提案公募型事業の積極的な導入や中小企業施策の活用等の取り組みを推進すること。

(4) 農地・施設・人材を含む経営資源の継承対策の推進

借地等により経営規模を拡大してきた農業経営の経営者の引退が現実の課題になってきており、後継者がいない場合には集積した農地・施設・人材が分散する恐れがあることから、これら経営資源を次世代へ継承する仕組みの検討が急がれている。

このため、これら農業経営の実態調査や継承対策のあり方の体系的な検討を進めるとともに、世代交代による農業経営の円滑な継承を行うため、農地保有合理化法人が農地とともに農業用施設を買い上げ、新規就農者も含めた担い手等に売り渡す事業等の活用を推進すること。

また、経営の再生に向けた新規融資・出資などの支援のための「農業再生委員会」(注2参照)の仕組みを活用し、農業経営に再チャレンジできるような支援の強化を図るとともに、事案ごとのきめ細かな対応等を可能とするため、専門家の配置や専任職員の設置など事務局の体制整備を図ること。

(注2) 農業再生委員会

経営が困難になった農業者について、その有する農地や施設等の優良な経営資源が有効活用されるよう、農業者の再生または経営資源の整理承継に向けた支援を行う。農業再生委員会は、地域の担い手の実情に精通した農業団体、支援対象者に金融支援を行う金融機関、税理士、弁護士などの専門家、都道府県などで構成される。

(5) 農業経営者組織・運動への支援と担い手育成に向けた推進体制の整備

先進的な農業経営を実践している経営者の主体的な意識改革と研さんの取り組みを推進するため、認定農業者等の組織化を推進すること。

また、都道府県段階における作目別等経営者組織間の連携の強化を推進するため、支援対策を講じること。

3. 新たな農業人材の確保・育成対策の推進

(1) 新規就農・農業人材確保対策の推進

意欲的な若者の就農や農業法人等への就職を一層促進するため、就農希望者等に対する確かな「情報の提供」や「就農相談活動」等の取り組みを引き続き推進すること。

さらに、担い手育成総合支援協議会や都道府県農業会議による認定農業者や農業法人等の育成・確保に向けた取り組みと連携して、次代を担う青年農業者の経営能力の向上を図るため、定期的な講座開設などによる農業経営者の養成システムを構築すること。

また、若い農業者等へ農業技術・経営の教育を担う公的な農業者大学校等への支援を拡充すること。

(2) 「農業技術検定制度」の構築と実施体制の支援

現在、農業界自らによる人材の養成と確保に向けた取り組みとして、新規就農(希望)者や学生などの農業技術・経営能力を客観的に評価するための「農業技術検定制度」の構築が進められており、一部等級において今年度から本格実施することとなっている。

このため、引き続き制度構築のための検討を支援するとともに、制度の普及・啓発等のための取り組みを支援すること。

(3) 外国人研修・技能実習制度の充実

外国人研修・技能実習制度(注3参照)については、その趣旨と農業・農村の現場実態を踏まえ、適切な見直しを図ること。

その際、国内農業の規模拡大や農業法人の雇用労働者数の増加に伴い、JA等を通じて受け入れられる人数枠を、中小企業と同様に、従業員数に応じて3人以上とすること。

また、研修とあわせて最大3年となっている技能実習生の滞在期間について、より高度な技能習得が必要とされる場合には延長できるような制度の拡充を図ること。

(注3) 外国人研修・技能実習制度

技能実習制度は、研修活動より一定水準以上の技術・知識などを修得し、かつ、在留状況が良好であると認められた場合に、研修終了後、研修を受けた機関と研修生との間で「雇用関係」のもと、生産現場での労働を通じて、より技術・技能の修得度を高めることを目的として実施されるもの。農業分野も一部の作業について、技能実習への移行が平成12年3月から開かれ、これにより、研修期間の1年とあわせ、最長で3年の国内滞在が可能となる。

4. 農業者年金のさらなる加入推進と制度の安定的運営

農業者年金は、今年度から3力年で加入者10万人をめざして、加入推進に取り組んで

いる。農業者年金は、農業者の老後の安定と生涯所得の確保に加えて、認定農業者等への政策支援を通じて担い手の確保・育成に重要な役割を果たしており、制度の安定と構造政策を加速化する観点から、制度の普及・啓発、一層の加入推進に向けて、引き続き十分な予算措置を確保すること。また、制度のより安定的な運営と改善に向けた検討に着手すること。

5. 担い手の支援のための機関・団体の体制整備

農業・農村現場で円滑な農政推進が図られるよう、わかりやすく、継続性のある農政推進体制を確立すること。

特に、都道府県・地域の担い手育成総合支援協議会の事務局の運営および体制整備について、一層支援すること。

その際、同協議会の中核的事務局を担う都道府県農業会議が担い手育成・法人化推進等のノウハウを有していることを踏まえ、担い手育成に関する役割を明確し、体制整備を支援すること。

また、都道府県農業会議と農業公社、青年農業者育成センター、JAや普及指導センター等との連携強化をより一層進めること。

・農村地域の振興に関する提案

1. 農地・水・環境保全向上対策の着実な推進

本年度から本格実施される農地・水・環境保全向上対策のより円滑な普及・定着を図るため、昨年度実施した実験事業等を基に、共同活動に関する技術的な情報等について積極的に提供すること。

さらに、地域の実情に応じた弾力的な活動ができるなど有効に活用できる実効ある仕組みとなるよう、継続的な検討を図るとともに、対策の着実な推進に向け、今後とも地方交付税措置を含む十分な財政措置を講じること。

また、対策の全国的な広がりを図る観点から、共同活動組織の設立や営農活動支援に対する国や地方公共団体のサポート体制を強化するとともに、共同活動組織の事務の簡素化を図ること。

2. 国民参加による活力ある農村づくり

農村地域における定住等や都市との地域間交流の促進による農村地域の活性化を図る観点から、農山漁村への定住の促進、二地域居住の促進、都市と農山漁村の交流推進策等の取り組みに対し交付金を交付する「農山漁村活性化プロジェクト」の普及・推進を図るとともに、都市住民に対する積極的な情報発信、NPO法人による支援活動や企業参加によるグランドワーク(地域住民・企業・行政が協働して地域の環境を再生・改善・管理する活動)等の活用が図られるよう支援策を強化すること。

3. 中山間地域対策の強化

(1) 中山間地域等直接支払制度の着実な推進

中山間地域等直接支払制度については、地域や集落における安定的な農業生産活動の継続や自立的な発展を促す仕組みであり、耕作放棄地の発生防止・解消などに成果をあげていることから、各集落協定の将来に向けた取り組みの充実・強化等着実な制度の推進を図ること。

(2) 有害鳥獣対策の強化

深刻化している有害鳥獣被害は、地域単位での解決は難しいことから、国、都道府県、市町村等関係者が一丸となって効果的な被害防止対策や連絡調整等が図られるよ

う体制整備を図ること。

有害鳥獣の駆除に対する国民一般の理解を深めるとともに、受益面積や禁猟期間および駆除に使用できる資材の要件緩和や鳥獣保護区および休猟区の抜本的な見直し・縮減を行い、有害鳥獣について徹底した駆除が行えるよう対策を強化すること。

4. 都市農業振興対策の確立

(1) 都市地域における農業振興施策の推進

食料・農業・農村基本法および「基本計画」に示された都市及びその周辺における農業・農地の役割・機能を評価するとともに、将来にわたり農業経営が継続しうよう、制度上の位置づけを明確にすること。

都市農業を振興するため、市街化区域においても基本構想策定への誘導・支援を促進し、都市農業における認定農業者等担い手を積極的に確保・育成する施策を推進するとともに、経営改善計画を達成するための支援・施策を充実するなど、総合的な視野で都市農業経営を育成する具体的施策を構築すること。

このため、農水省や国土交通省など関係省庁による横断的な連携を密にし、都市農業振興と都市農地等の保全について実効の伴う施策を展開すること。

(2) 新たな観点に立った「都市農地等保全制度(仮称)」の構築等

都市およびその周辺の農地等を国民共有の財産として次世代に継承する観点から、農地および農業経営の維持・発展に必要な林地および施設用地の評価を開発規制のある土地として一般農地並みに引き下げ、固定資産税・相続税について農地課税とする「都市農地等保全制度(仮称)」を創設すること。

また、生産緑地法と相続税等納税猶予制度については、「都市農地等保全制度(仮称)」の適用は選択制とし、これまでの都市計画法にもとづく線引きと宅地並み課税の中で、都市地域の農地を保全し、農業経営を継続するための必要不可欠な制度との観点から、今後とも、両制度を堅持すること。

(3) 快適で住みよいまちづくりの推進

都市農業は、目に見える農業生産による新鮮な農産物の提供をはじめ、自然環境の維持、生命にふれあう機会の提供だけでなく、防災など極めて大きい役割果たしているため、都市農業・農地を積極的にまちづくりに位置づける施策を推進すること。

このため、農業体験農園や市民農園・福祉農園など、多くの住民が求める農業体験の場を提供するために、農園の開設・運営等に対する支援の充実強化を図ること。

また、安全・安心なまちづくりを進める観点から、今後の住宅・宅地政策の推進については、既存住宅の効率的運用や中心市街地の再開発によって対応することとし、農地等は計画的に保全すること。

・食料の安定供給と安全の確保に関する提案

1. 食料自給率の向上のための取り組みの強化

近年の世界の穀物需給の変化を踏まえ、主要先進国の中で最も低いわが国の食料自給率を目標であるカロリーベースで45%、金額ベースで76%に向上させるためには、国内の農業生産の増大を基本として、国内農畜産物の消費を拡大させることが不可欠である。

このため、国民食料を安定供給する観点から、貴重な経営・生産資源である農地と水および担い手、技術を基本とする食料自給力の確保と保全に努めるとともに、その重要性についての国民理解を促進すること。

とりわけ、食の安全・安心を背景として、国産農産物の加工需要への適切な供給の確

保を図ること。あわせて、水田の保全と効率的利用を図るため、飼料米および稲発酵粗飼料生産の積極的な推進とともに、国産稲わらの粗飼料利用率向上、国産飼料の種子確保などにより国内での自給飼料の増産を図ること。放牧についても一層の推進を図ること。

また、わが国の食料・農業の実情、輸入農産物への過度な依存の問題について、国民の理解と認識を深め、国民一人ひとりが食生活改善への取り組みを進めるよう努めること。

さらに、健康の維持向上の観点からも日本型食生活の実践等食育の推進と連動して、米の消費拡大と米粉を利用した様々な食品の需要・普及拡大に積極的に取り組むこと。

2. 食農教育を通じた国民合意の形成と地産地消の推進

食育推進基本計画を踏まえ、米をはじめとするわが国の農水産物を利用した食生活の確立や食農教育の推進を通じて、農業・農村への理解と国民合意の形成に努めること。

特に、地場産農産物の学校給食や直売所、観光などへの活用をはじめ、成長段階に応じた食習慣の定着に向け、指導と普及・啓発を図るとともに、市民農園や学童農園等の農業体験を通じた食農教育の推進を図る観点から、農業・教育関係者や行政・商工関係者・消費者団体等の連携による取り組みを推進すること。

また、地産地消の取り組みを推進するため、行政・消費者団体等多様な主体との連携や交流活動を促進し、生産と消費を結びつける取り組みを強力に支援すること。

3. 食の安全・安心を基本とした農産物の生産体制と国境措置の確保

食の安全により、消費者の信頼を確保するため、適正農業規範(G A P)の導入については、生産現場への普及・定着を図るため、農業者・産地の取り組みを柱とする農産物の生産体制の整備への支援等を推進すること。

また、輸入農畜産物の安全性確保とわが国の農業生産をおびやかす海外の病害虫・家畜疾病の侵入を防ぐため、水際における防疫体制等を強化すること。

4. 加工食品および外食産業における原産地表示の義務づけ

消費者の安全・安心、健康、新鮮等の国産品志向に的確に対応し、国産農産物の需要喚起を図るため、不正表示・格付けを未然に防止する監視指導や普及・啓発により、食品表示の適正化を推進すること。

さらに、表示制度が確立されていない加工食品や外食産業に対して、原産地表示を義務づけるなど、制度の確立を急ぐこと。

5. 国産農産物の輸出拡大への支援

健康面で優れたわが国の食生活と食材を海外に積極的に普及するため、需要開拓・PR等海外における国産農産物の輸出拡大に向けた取り組み(注4)に対する支援を強化すること。

また、わが国農業の国際競争力の基盤を強化するため、農業者・産地における適正農業規範(G A P)の導入を支援するとともに、農産物の高付加価値化や新品種の登録等により、知的財産権の保護・活用を推進すること。

(注4)農林水産物・食品の輸出拡大の取り組み

わが国の農林水産物・食品の輸出は、海外における日本食ブーム等を背景に増加傾向にあり、2006年には3,739億円と5年前の5割に比べ増加になっている。政府は、2013年までに輸出額を1兆円規模にすることを目標に取り組みを強めている。

近年では、アジア・米国・EUをはじめ世界各地へ、リンゴ、ナガイモ等に加え、緑茶、しょう油、みそ等の加工食品の輸出が増加している。また、海外における展示・商談会等の

ための常設店舗が中国・タイ等に設置されたり、中国に対する米の輸出の解禁等がわが国の働きかけで実現する等、積極的な取り組みが行われている。

6. 地球温暖化への対応と国産バイオ燃料等の実用化の推進

地球温暖化の進行により、農作物被害の発生や栽培適地の移動等、農業生産に対する大きな影響が懸念されていることから、中長期的な視点で地球温暖化への適応策に関する調査研究、技術開発を通じて、現場での実効ある取り組みを推進するよう支援を強化すること。

加えて、農業の持つ自然循環機能を活かした、環境保全型農業を一層推進すること。

また、各国で取り組みが進んでいるバイオ燃料については、「国産バイオ燃料の生産拡大工程表」にもとづき、地球温暖化防止に役立つとされるバイオエタノール(ガソリン代替燃料)等の原料となる国産農林産物等の利用に向けた技術開発、水田や耕作放棄地を活用した生産振興対策を推進するとともに、税制含めコスト低減に向けた支援策について検討すること。

[第2号議案]

農地政策の再構築に向けた提案決議

農地改革以来の大きな農政改革が進むなかで、農地の確保と有効利用をめぐる状況も激変している。特に、昭和一桁世代の農業からのリタイアや不在村農地所有者の増加に伴う耕作放棄地問題が強く懸念されている。一方、国際化の中での効率的かつ安定的な農業経営の確立に向けて認定農業者等の担い手への農地の面的集積が大きな農政課題となっている。

こうした状況の中で、現在、農林水産省をはじめとして各方面において農地政策の改革に向けた検討が行われている。

いうまでもなく、農地は極めて公共性の高い、かけがえのない貴重な資源であり、一度潰廃してしまうと復元が困難な生産財である。このことを踏まえ、国民共有の財産として「農地を農地として守り、有効利用する」との理念を改めて明確にし、実効ある取り組みを進めていかなければならない。

農地行政とその推進運動の一翼を担うわれわれ農業委員会系統組織として、有識者による検討会や農業経営者からの意見聴取、農業委員会段階からの組織検討を精力的に行い、農業・農村の環境変化を踏まえた農地政策の再構築に向けた提案をとりまとめ、その実現を目指した実践活動に全力で取り組むこととしている。

政府・国会においては、下記の事項を十分に踏まえ、今後の農地政策の検討や具体的な見直しに反映されるよう強く要請する。

記

1. 農地政策の再構築に向けた基本的考え方

(1) 農地に関する基本的理念の明確化

農地は、「国民への食料供給と国土・環境保全の基盤」であり、「地域の人々により維持・管理されている限られた貴重な資源」として国が責任をもって確保すること。また、その上で、「農地は適切な土地利用計画のもとで、大切に管理・利用する必要がある」との基本的理念を明確化し、農地の所有者および利用者はもとより国民全体の共通認識とすること。

(2) 農地の権利移動規制・転用規制の堅持

農地の確保と適正かつ効率的な利用、認定農業者等の担い手の安定的な経営発展を支える基本的な枠組みとして、農地の権利移動規制と転用規制の仕組み、農業振興地域制度についての根幹を堅持すること。

(3) 農地の管理・利用システムの再構築

担い手への面的な農地利用の促進に向けた農地調整に伴うミスマッチやタイムラグという構造的なギャップを埋めるための農地の管理・利用システムの再構築を目指すこと。

(4) 農地情報の一元管理と効率的利用の推進

相続等による不在村農地所有者の増加や貸借による農業経営の規模拡大の進展等に対応し、地域の農地の適正管理と有効利用を推進するため、農地情報の一元管理と効率的利用のための制度的な措置を講じること。

また、担い手への面的集積を促進するために、農業委員会における農地基本台帳の地図情報システム化の一層の促進と市町村、農協、土地改良区等を含めた農地情報の効率的な利用を推進する施策を講じること。

(5) 育成すべき担い手像と農地政策の整合性の確保

食料・農業・農村基本法第22条で定められた育成すべき農業の担い手像(家族農業経営の育成と農業経営の法人化)と農地政策の再構築における担い手のあり方についての整合性を確保すること。

(6) 小作人、小作地等の法律用語の見直し

農地法における小作人、小作地等の法律用語について今日的な用語に見直しを行うこと。

2.450万㌦の農地確保に向けた対策の強化

(1) 農地利用実態調査の制度化

農地総量と利用の実態を把握し管理するため、農地法第84条「小作地の状況の縦覧」(8・1調査)の見直しを含めて全国規模での定期的な「農地利用実態調査」の実施について制度的な措置を講じること。

農地法第84条「小作地の状況の縦覧」(8・1調査)

農業委員会が管内の土地所有者又は耕作者を対象に8月1日現在の所有関係及び耕作関係を調査し、小作地の所有状況を集落別、世帯別に整理したものを9月1日から同月30日まで縦覧に供すること。

なお、農地基本台帳を8月1日現在で整備し、必要な補足調査をすることでその調査に代えてよいこととなっている。

(2) 農地情報の一元管理と効率的利用

農業委員会が、個人情報保護法のもとで、相続による農地の権利移動や公共転用等の農地情報を必要に応じて農地基本台帳によりの確に把握し管理するため、住民基本台帳・固定資産台帳との照合等を円滑に実施できるよう、農地基本台帳の法定化を含めた制度的措置を講じること。

農地基本台帳の電子化・農地地図情報システムの導入状況

・農地基本台帳の電子化済み委員会：75.9%

・農地地図情報システム(GIS)の導入済み委員会：28.7%

全国農業委員会職員協議会「農業委員会組織運営実態調査結果」(平成17年10月15日現在)

(3) 農業振興地域制度および農地転用制度の厳正実施

秩序ある土地利用と美しい農村景観の確保への対応

担い手の経営基盤としての優良農地の確保はもちろん、美しい農村景観の確保の観点に立った農地の保全・確保を一層推進するため、これまでの規制緩和による弊害の状況を踏まえて、農業振興地域制度および農地転用許可制度の強化に向けた必要な措置を講じること。

具体的には、景観法やまちづくり3法、不法投棄防止等の環境対策との連携を強化し、農地の農用地域への編入を促進するための措置や農地への不法投棄を防止する啓発・パトロール活動を強化するための措置を講じること。

農地転用許可基準等の強化と厳正実施

周辺農地の転用と農地価格の上昇を助長しかねない公共転用(農地転用の約1割相当)や農振計画における農用地域からの除外(農振法施行規則第4条の4第1項第27号)について、極力抑制するとともに、農業振興計画の5年毎の見直しなど農振制度の趣旨に即した一層の厳正実施を徹底すること。

また、都市計画法の市街化調整区域における農地転用許可基準の「優良農地」の面積基準(現行は原則20%の集団農地)の引き下げや公共転用に伴う周辺農地の転用制限の強化について検討すること。

さらに、転用許可後に転用事業を行わずに放置した場合や一連の転用行為を進めるなかで許可目的と異なる用途に変更したり既に他用途に転換した場合に、その早期是正に向けた指導強化等の措置を講じること。

- ◆全国農業会議所「農用地の不適正取得等に関する情報収集調査」(平成16年3月)では、企業による住宅・レジャー開発用地取得土地(農地転用許可済み)の計画破綻のための未利用・遊休化の事例36件
- ◆地方分権、規制緩和が進むなかで、農地転用許可を受けてない土地に建築確認がなされる事例が散見。(建築確認基準規定に農地法の農地転用許可を加えるなど、建築確認事務と農地転用許可事務との連絡調整の徹底が必要。)
- ◆農林水産省では次の通知を発出し、転用事業の現場への周知と厳正実施を促しているが、現場では必ずしも実効ある取り組みがなされていないとの声がある。
 - ・「農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理について」
(昭和51年・農林水産省構造改善局長通知)...農地転用許可後の転用事業の促進措置、許可目的達成が困難な場合の事業計画変更
 - ・「農地転用許可及び違反転用への適正な対応について」
(昭和63年農林水産省構造改善局長通知)...違法状態の早期是正、転用事業の履行状況の確認等のより一層の徹底

3. 認定農業者等の担い手への面的な農地利用集積の促進

(1) 面的な農地利用集積促進システムの確立

担い手への面的な農地利用集積を推進するため、認定農業者等の担い手の意向を基礎とした農用地利用集積計画の策定・実施とそれを促進するシステム(組織)の確立を図ること。

現在、農業委員会は農地利用のあっせん・調整機能、また農地保有合理化法人は農地のプール機能をそれぞれ有し、面的集積の取り組みを進めている。

面的集積を促進するシステム(組織)については、これらの機能をさらに有効に活用することを基本にするとともに、機能が十分に発揮しにくい地域にあっては農業委員会や農地保有合理化法人も加わった新たな仕組みとするなど、それぞれの地域の実態に即した成果が上がるシステムを構築すること。

また、担い手の広域的な農地利用の実態を踏まえて、市町村の範囲を超える農地利用のニーズに対応するための都道府県段階の機能の確保と充実を図ること。

さらに、地域全体の農地の管理・利用の観点から、条件の良い農地(圃場整備済み、大区画等)と悪い農地(圃場整備未実施、小区画、農業機械の搬入困難等)を一括して利用権設定を行う担い手に対する支援措置を講じること。

(2) 農用地利用集積計画の再設定の仕組みの検討

認定農業者等の担い手(農地の借り手)の経営の継続性・安定性を確保する観点から、農業経営基盤強化促進法の「農用地利用集積計画」に基づく農地の利用権の再設定に際して、担い手からの利用権設定の継続に関する事前申し入れや市町村・農業委員会等の公的機関の介入に関する制度的措置について検討すること。

また、地域の農地利用をめぐる認定農業者等の個別経営体と集落営農組織との位置づけについて、市町村の基本構想で明確化するよう指導すること。

さらに、標準小作料(賃借料)の設定については、利用権設定にあたっての地域における規範力として機能していることから今後とも制度的な措置を継続すること。その場合、算定方法については、有益費や農産物価格の変動への対応、生産費に占める小作料(賃借料)の負担割合等を加味して今日的な観点から検証すること。

4. 農地の適正かつ効率的な利用を担保する措置の確保

(1) 農地の権利取得要件の確保

担い手の農業経営の多角化・高度化が進むなかで、農地の権利取得要件についての今日的な観点に立った検証は必要と考えるが、その場合、農地の適正かつ効率的な利用を担保するための権利取得要件の枠組みは引き続き堅持すること。

特に、農地の権利取得者の農業(農作業等)への従事状況や営農計画の作成は権利取得要件の重要な要素として位置づけること。

具体的には、東京に居住して企画管理や市場開拓のみを行う者が地方にある農地の権利を新たに取得したり、転売や転貸を目的とする農地の権利取得を排除するよう措置する必要がある。

(2) 農業生産法人の要件の確保

農業生産法人の要件である 経営形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件については、地域に根ざした農業者の組織体としての農業生産法人の位置づけを担保する意味で引き続き堅持すること。

特に、投機的な農地取得の防止や農業関係者以外の者による経営支配の排除、地域社会との調和の確保などの実効性のある措置が不可欠である。

(3) 企業等による農業への秩序ある参入

農業経営基盤強化促進法による特定法人貸付事業については、遊休農地対策の一環として制度的に位置づけられた経緯や現在の事業導入市町村の区域設定等の実態を踏まえ、参入区域の緩和や手続きの簡素化等の見直しは、慎重に対応すること。また、特定法人の農地の所有権取得は、株式の譲渡が自由に行える等の理由から、秩序ある農地利用のうえでの懸念が大きく、認めるべきではない。

担い手対策としての特定法人の位置づけについては、食料・農業・農村基本法第22条で定められた家族農業経営の活性化および農業経営の法人化に必要な施策との整合性を図ることについての慎重な検討が求められる。

特定法人貸付事業

市町村又は農地保有合理化法人が農業生産法人以外の法人(特定法人)に農地の貸し付けを行う事業(農業経営基盤強化促進法第4条第4項)。「21世紀新農政2006」(平成18年4月4日、食料・農業・農村施策推進本部決定)では、一般企業等の農業参入法人数を今後5年で3倍強(平成22年度に500法人)とする目標を掲げている(特定法人数:平成18年3月156法人、平成19年3月206法人)。

5. 農地相続と農業経営の継承の円滑化

(1) 不在村農地所有者の把握と農地管理の支援

農業委員会の農地パトロールによる現況確認を基本に、市町村の住民課・資産税課等との連携強化のもとで、市町村外に在住の農地所有者の確認と意向把握を実施し、農地の適正な管理と有効利用に結び付ける仕組みを構築すること。

このため、現在、農業委員会系統組織が独自に進めている「田舎の農地利用相談事業」による双方向での情報収集・提供活動を積極的に支援し助長するとともに、相続による農地の権利移動の農業委員会への届出制度や相続人が住所不明の場合の一定の管理行為に関する制度的措置を検討すること。

◆ 全国農業会議所「農業委員会における不在村農地所有の管理実態調査結果(暫定版)」(平成18年12月)によると、「今後不在村農地所有者が増えると思う最大の要因」として「相続により他出していた子どもが不在村農地所有者になる」が8割と大勢を占め、「不在村農地所有で利用権設定できなかったケース」については、23%が「あった」と回答。その場合の原因については、「相続登記がされていないため、権利関係の数が多くて同意を集められなかった」が37.2%、「不在村農地所有者の住所等が不明で連絡をとることができなかった」が34.7%、「連絡をとることができたが、不在村農地所有者の同意を得ることができなかった」が22.3%となっている。

◆ 全国農業会議所「農業委員会における不在村者の情報把握に関する調査結果」(平成16年8月)によると、不在村者が所有する農地面積は、総農地面積の5・9%を占め、1市町村当たり平均では118haとなっている。

(2) 遺産分割未了農地等の利用権設定手続きの簡素化

相続に伴う農地の細分化防止対策について抜本的な検討を行うとともに、遺産分割未了農地や共有名義の農地に対する認定農業者等による利用権設定を推進するため、民法における保存行為もしくは管理行為に準じるものとみなし、相続人の過半数の同意もしくは共同相続人単独での処理が可能となるよう手続きの簡素化を検討すること。

また、農地保有合理化事業について、不在村農地所有者の農地を借り受け、当該農地を担い手に集積するための、一定期間の維持管理を推進するための必要な措置を講じること。

民法第252条(共有物の管理)

共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は各共有者がすることができる。

(3) 借地型農業における円滑な経営継承の支援

土地利用型借地農業の経営を円滑に継続するための継承対策の体系的な整備を図ること。

特に、担い手が経営する借入農地の後継者への賃借権の移転や転貸に伴う貸主の同意を得る手続きの簡素化についての制度的措置を講じること。

6. 公共・環境資源としての農地の確保と保全

(1) 「保全農地」等の農地制度上の位置づけの検討

「農地」については、耕作の目的に供される土地を基本とするものであるが、休閑状態にある「保全農地」や農業生産施設および農地改良施設用地の利用についても、一定

の要件(耕作可能な状態での保全管理、農業生産施設や農地改良施設以外での使用不可等)の下で「農地」の範疇に位置づけることについて今日的な観点から検討すること。

また、遊休農地を農業利用に再生したり林地転用した場合の米の生産調整面積の配分との整合性(林地転用部分についても生産調整面積の母数としてカウントするなど)を図るなど、農地としての位置づけと各種施策との関係について明確化を図ること。

(2) 遊休農地の類型区分と活用策の提示

農業経営基盤強化促進法に基づく市町村の基本構想による遊休農地の振り分け(今後とも農業上の利用を増進する「要活用農地」とそれ以外の農地)を踏まえて、それぞれ農地の地理的条件等を勘案した解消対策の方向性を提示し推進すること。その場合、「要活用農地」以外の農地について無秩序な転用等を誘発しないための活用の方向付けや地方自治体等の非農地証明の発行についての国としてのガイドラインを示すこと。

また、遊休農地の活用策として、バイオマス利用、畜産的利用や山菜の採取地としての利用、里山対策としての広葉樹中心の植林転用など、植物由来の燃料生産、緑化や環境等に配慮した具体的な方策を提示し、政策誘導を図ること。

要活用農地

「遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地で、農業上の利用の増進を図る必要があるもの」をいう。要活用農地の所在は農業経営基盤強化促進基本構想に位置づける旨が規定(農業経営基盤強化促進法第6条第2項)。

非農地証明

登記簿上の地目が「田」「畑」となっている土地について、地目変更の登記申請をする際に添付するもの。具体的な発行手続き等については、都道府県ごとに規定。

(3) 都市住民等の農地利用への対応

学童・福祉農園など市民的な農地利用の推進と、農園の運営等に対する支援を強化すること。また、定年帰農等を含めた小規模の農地利用の対応については、地域農業との調和や担い手の効率的な農地利用に支障をきたさないよう地域において区域設定を明確にした取り組みがなされるよう必要な措置を講じること。

(4) 都市地域の農地の利用と評価の検討

都市およびその周辺の農地等について、原則として将来とも農地として維持することを目的に、一定の開発規制のもとでの農地評価と課税のあり方について今日的に検証すること。

7. 新たな農地管理体制の体系的整備について

(1) 関係機関・団体の連携強化等

農地情報の一元的な管理および利用調整の仕組みを実効あるものとするために、関係機関および団体の役割・機能を踏まえた連携体制を一層強化するための支援措置を講じるとともに、中・長期的な再編成の方向についても検討を行うこと。

(2) 農委組織と農地保有合理化法人の共同事業の創設

不在村者が所有する農地の情報管理と有効活用を図るため、農業委員会系統組織と農地保有合理化法人との共同事業として、これらの農地の利用実態と所有者の意向の把握、その情報に基づく農地利用の相談・調整活動や対外的な農地情報提供の取り組みを推進するための支援措置を新たに創設すること。

資料3 (1) 2

経済財政諮問委員会EPA・農業ワーキンググループ(以下:W/G)第一次報告の内容

6月中に取りまとめられる「骨太方針2007」に反映される見通し。

「農地は誰が所有してもよい」との原則に立つ内容

農林水産省「農地政策に関する有識者会議」や自由民主党「農地政策検討スタディチーム」は、「農地の権利移動規制の堅持と、企業の農地保有の禁止」が大前提

(W / G 報告の概要)

1. E P A 交渉で主導権を発揮するためには、・・・市場開放が遅れている国内農業の改革を加速する必要・・・
2. 農地の利用・所有は原則自由化
3. 20年間程度の「定期借地権制度」を創設
4. 農地利用にあたり「供託金(保証金)制度」の導入
5. 農地情報の更なる開示と、民間による農地仲介の促進
6. 標準小作料制度の廃止
7. 農地に関する公正な第三者機関の投置 農業経営者と学識経験者により、国・都道府県レベルで設置
8. 農地の適正利用状況に応じた保有コストを税制により調整・誘導
9. 30年程度の期間ゾーニングを固定
10. 所有権の移転をしやすくするため、農地を株式会社に現物出資して、株式化できる仕組みの創設
11. 農業に従事する外国人労働者の位置づけ
12. (米の生産調整非協力者を経営所得安定対策から除外しない対応：朝日新聞報道)

資料3 (1) 3

「経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会第1次報告」に対する農業委員会系統組織の見解

平成19年5月17日
都道府県農業会議会長会議
全国農業会議所

1. この報告は、W T O 農業交渉及び E P A / F T A 農業交渉の促進のための性急な関税の引き下げ・撤廃や農地の所有・利用の自由化を求めており、現在、日本提案の実現に向けた国際交渉に悪影響を及ぼすとともに、戦後最大の農政改革に全力で取り組んでいる農業・農村現場の努力を踏みにじるものであり到底受け入れられるものではない。
2. 報告は、E P A 締結の加速化のみを狙いとした農業改革の方向を示すもので、食料、農業、農村のみならず、消費者や関連事業等にも多大な悪影響を与え、農業・農村の崩壊を招き、地域経済にも甚大な損害を与えかねない内容を提起しており、容認できるものではない。
3. 農地について、「誰が所有しても利用してもいい」との原則に立ち、権利移動規制の撤廃により農地を一般不動産と同等に扱おうとする内容となっているが、これでは、食料・農業・農村基本計画に位置づけられた国土の保全や国民食料の安定供給が確保しえないだけでなく、地域における秩序ある農地の利用や管理を行う上で、大きな混乱や不安を招くことになる。
4. さらに、農地に関する第三者機関を都道府県と全国に1つずつ設置することは、現在、農業委員会が行っている市町村段階での日常的な監視活動を否定し、農地に関する社会的な規制を弱体化させるものである。また、農業委員会の設定する標準小作料の廃止も、地域における標準小作料の規範力等についての考慮を欠いており容認できない。
5. このため、政府が6月中・下旬に取りまとめる予定の「骨太の方針2007」に今回の報告の内容が盛り込まれることがないようにすべきである。

われわれ農業委員会系統組織は、農業・農村現場の実態を踏まえた現実的で実効ある改革に向けて、農業者の公的代表としての意見の積み上げとその実現に向けた努力をしていく所存である。

[第3号議案]

現場に軸足をおいた『行動する農業委員会』の実践に関する申し合わせ決議

われわれ農業委員会系統組織は、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる『かけ橋』」との組織理念のもとに、農業委員会法第6条に基づく、農地の確保と有効利用、担い手の確保・育成を柱とする業務に取り組んでいるが、今年度から実施される品目横断的経営安定対策や農地・水・環境保全向上対策等農政改革の推進にあたり、より具体的な活動成果が期待されている。

このため、全国の農業委員一人一人が農業者の代表として共通の自覚と誇りを持って、農地行政の適正執行と農政活動を強力に展開する必要がある。特に、組織運動である「農地と担い手を守り活かす運動」についての検証と評価を行い、認定農業者等の担い手への農地利用集積、集落営農組織の法人化、遊休・耕作放棄地の発生防止・解消等、具体的な数値目標を設定した実践活動を一層強力に進めていかなければならない。

よって、われわれは、『行動する農業委員会』として下記の取り組みについて一層の強化を図ることをここに申し合わせ、決議する。

記

Ⅰ. 地域に根ざした農業委員の実践活動を強力に展開しよう

1. 農地利用の監視活動(農地パトロール等)を強化しよう

- (1) 農地パトロール等による農地利用の総点検を強化するとともに、農地基本台帳の補完・整備を徹底し、平成19年産から導入される経営所得安定対策等への対応に万全を期すこと。
- (2) 遊休・耕作放棄地の発生防止・解消、無断転用の防止のためのPR活動をすること。
- (3) 遊休・耕作放棄地(要活用農地)の所有者に対する農業委員会の指導を徹底するとともに、市町村長に対し「特定遊休農地」である旨の通知要請を適切に実施すること。また、産業廃棄物の不法投棄を含む農地の違反転用についても、その事情の調査・報告および指導を徹底すること。
- (4) 農業生産法人の要件確認の業務を厳正に実施するとともに、農地の有効利用の観点から特定法人貸付事業や市民農園制度等について、農業内外への周知の徹底を図ること。

2. 経営所得安定対策の着実な推進に向けた認定農業者の確保・育成と農地利用集積等の支援活動を強化しよう

- (1) 経営所得安定対策の着実な推進に向けて、担い手育成総合支援協議会との連携のもと、農業委員1人認定農業者1名の掘り起こしと再認定の推進等の担い手の確保対策を進めること。
担い手不足地域においては、集落営農の組織化とその法人化の重要性についてのPRに努め、特定農業団体や特定農業法人の設立を推進すること。また、新規就農者の積極的な受け入れ体制の整備を図ること。

- (2) 認定農業者等の担い手の意向を踏まえた農地利用集積のための農地の出し手・受け手の掘り起こし等、調整活動を徹底すること。また、農業経営改善計画の達成、農業経営の法人化、家族経営協定の締結等に向けた相談や支援等の経営改善対策を強化すること。

3. 認定農業者の意見の積み上げと地域に根ざした農政活動を展開しよう

- (1) 認定農業者との意見交換会等を通じて担い手の意向を把握し、市町村長等への建議や

意見の公表等を通じて市町村農政の確立に反映させる等、農業に意欲を持って取り組む農業者の視点に立った農政活動に努めるとともに、都道府県、全国段階への積み上げを図ること。

- (2) 消費者や地元の商工関係者等を含めたフォーラム、教育委員会等と連携した食農教育の取り組み等、国民合意の農政と地域の農業振興に向けた幅広い意見の積み上げの場の設定に努めること。また、市民・体験農園、ふれあい農園、農業公園、ホビー農園等の設置による消費者・生活者との交流の促進を図ること。

4. 農業者年金加入者10万人の達成に向けた取り組みを徹底しよう

農業者年金加入者10万人の達成に向けて、関係機関・団体との連携の下に、相談活動や戸別訪問等の取り組みを徹底すること。また、認定農業者制度、青色申告、家族経営協定の普及・推進により、政策支援を希望する者の円滑な加入を助長すること。

・行動する農業委員会としての組織・運営体制を強化しよう

1. 多様な人材による活力ある農業委員会づくりを進めよう

- (1) 地域の農業・農業者に期待される農業委員会としての役割と機能を発揮するために、農業委員への女性や青年農業者、認定農業者等の多様な人材の選出と活躍のための環境づくりを推進すること。
- (2) 市町村合併による農業委員会の区域の広域化や業務の増加に対応するため、集落との協力体制(農業委員・農業委員会協力員の設置等)の強化や事務局体制の整備(専任事務局長の設置や職員の適正配置、市町村の支所における農業委員会の窓口体制の整備)を図ること。また、三位一体改革により移譲された税財源について農業委員会予算としての確保を図ること。

2. 活動計画の策定と農業委員の地区担当制を徹底しよう

- (1) 農業委員会としての3カ年の活動方針と年度ごとの活動計画の作成を徹底するとともに、活動の進捗状況について適宜点検と確認を行い、状況変化に対応した見直しを行うこと。
とりわけ、認定農業者等の担い手の確保・育成、農地の利用集積、遊休・耕作放棄地に対する指導および解消対策等については、数値目標を設定した実効ある取り組みと進捗管理を徹底すること。

- (2) 農業委員の地区担当制の整備を図るとともに、農業委員の日常の活動記録の作成と活用を徹底すること。併せて、農業委員会の活動内容について国や地方自治体、マスコミ等に積極的に情報発信すること。

3. 農業委員会の広域連携のシステムづくりを進めよう

市町村域を越えた農地の管理や利用調整などを積極的に推進するため、市町村合併の状況を踏まえた農業委員会の広域連携システムの再構築を図ること。

[第4号議案]

「情報活動」の強化に関する申し合わせ決議

われわれ農業委員会系統組織は、国際化が進み農政の枠組みが大きく変わる中で、農地対策・担い手対策をはじめ、現場主義に立った農政活動や農業振興の推進に努めているところである。

こうした取り組みを進めていくうえで、全国農業新聞・全国農業図書・農業委員会だより等

を活用した「情報提供活動」が果たす役割は大きく、農業委員会と農業者、地域住民との「絆」をつよめ、活力ある地域と農業を築き上げていくための礎となっている。

よって、以下の4点の取り組みを強力に進めることを申し合わせ、決議する。

記

1. 情報の受発信活動を強化しよう

農業者や農村地域への情報提供と農業者の声や農村現場の実態に関する情報の発信など、情報の受発信活動を強化すること。

2. 「全国農業新聞」農業委員1人・2部以上の新規購読申込を確保しよう

認定農業者や集落営農組織のリーダーなど地域農業の担い手に対し全国農業新聞の皆購読を促進するなど、農業委員1人あたり新規に2部以上の購読申込を確保すること。

3. 「全国農業図書」を活用し人づくり、経営づくり、地域づくりを進めよう

農業委員の地域における活動の強化や活力ある農業・地域づくりに向けた取り組みに「全国農業図書」を活用するとともに、認定農業者等担い手をはじめとする農業者、地域リーダーへの普及・活用を進めること。

4. 「農業委員会だより」等の発行により農業者・地域住民との絆を強化しよう

「農業委員会だより」の発行や市町村広報誌・ホームページの活用などを通じて農業者や地域住民・消費者に対する独自の情報提供活動を強化すること。

[特別要請決議]

W T O 農業交渉ならびに E P A / F T A 交渉に関する特別要請

W T O 農業交渉は、4月に主要6カ国(G 6)の閣僚会合が開かれ、ドーハ・ラウンドの年内妥結に向け、大きく動き出した。

4月30日には、ファルフナー農業交渉議長が交渉の進展に向けた提案(議長提案)を行ったが、上限関税の議論は今後に残されたものの、重要品目の数や関税削減等については、わが国の主張と大きく乖離しており、到底受け入れられないものである。

また、日豪E P A(経済連携協定)交渉が開始されているが、今後の交渉によっては、わが国の農業および地域経済に大打撃を与える恐れが極めて高く、重要品目の関税撤廃の対象からの除外は譲れない。まさに国際問題は予断を許さない状況にある。

今後のW T O 農業交渉ならびにE P A / F T A 交渉において、政府・国会は、日本提案の基本理念である「多様な農業の共存」が可能となる貿易ルールの確立に向け全力で取り組むよう、下記のとおり要請する。

記

1. W T O 農業交渉における日本提案の実現

(1) 公正・公平な農産物貿易ルールの確立

W T O 農業交渉にあたっては、「多様な農業の共存」を基本理念とするわが国の提案の実現を図るとともに、食料輸出国のみが恩恵を得ることがなく、食料輸入国の食料安全保障の確保や農業・農村の維持・発展が可能となる公正・公平な貿易ルールの確立に努めること。

(2) 上限関税設定の阻止と十分な重要品目数の確保

わが国農業に大打撃を与える関税の上限設定を絶対に阻止すること。

また、重要品目の取扱いについては、わが国の重要品目に影響を与えることのないよう十分な数を確保するとともに、関税割当約束についても国内生産への影響を最小限に抑えられる十分な柔軟性を確保すること。

(3) 関税削減と国内支持の柔軟性の確保

関税削減について、とりわけ、関税率の高い階層の削減率については、農産物輸入国の食料安全保障の確保を念頭に、各国が許容できる範囲の現実的なものとする。

国内支持については、品目ごとに柔軟性のある現行の総合AMS(国内農業保護に関する支出総額)方式を確保するとともに、食料自給率の向上をはじめ、現在、わが国が取り組んでいる「農政改革」の推進に支障をきたすことのないよう、わが国固有の課題に配慮した「緑」の政策の枠組みを確保すること。

(4) 非貿易的関心事項の交渉枠組みへの反映

ドーハ閣僚宣言にも明記されている、国土保全や国民生活の安全を支える農業の有する多面的機能(非貿易的関心事項)を交渉の枠組みに適切かつ具体的に反映すること。

(5) 関係諸国との連携強化等

これまでの交渉経緯を十分踏まえた上で、わが国の提案が実現するよう、G6の一員として、議論をリードするとともに、わが国と協調しているグループ(G10)を中心に、アジア諸国をはじめとする多くの国々との連携をこれまでに増して強化すること。また、交渉の重要なカギを握る途上国の理解を得るよう働きかけを継続・強化すること。

2. EPA / FTA 交渉における農林水産物への配慮

(1) 各分野間のバランスの確保と国内農業への配慮

EPA / FTA 交渉については、WTO を中心とした多角的貿易体制を補完するものであることを踏まえ、農業分野だけが犠牲を強いられることのないよう各分野間のバランスに配慮するとともに、各農林水産物の生産事情等を十分に考慮に入れたうえで、国内の農林水産物の健全な発展に影響が生じないよう対応すること。

あわせて、他の先進国と比べ食料自給率が極端に低い現状など食料安全保障に関する国民の懸念に十分配慮すること。

(2) 日豪 EPA 交渉における重要品目の除外措置

豪州から輸入される農林水産物の過半は、牛肉、小麦、乳製品、砂糖等、わが国農業と地域経済にとって重要であり関税撤廃が極めて困難な品目である。これら品目の関税撤廃は、わが国の農業や農村地域に極めて深刻な影響を与えることとなる。

よって、オーストラリアとの EPA 交渉にあたっては、わが国の重要品目について関税撤廃の除外扱いとすること。

(3) 万全な国内対策の構築

EPA / FTA の実施にあたっては、関税撤廃品目など協定に明記された農産物への影響を見極め、国内対策に万全を期すこと。

(4) EPA / FTA を通じたアジア諸国との関係強化

アジア諸国との EPA / FTA にあたっては、アジアにおける食料安全保障や食の安全・安心の確保を図るとともに、わが国農業も含めた共存・共栄、農山漁村の維持・発展に資するよう留意すること。

資料3-(1)-1

農産物関税を撤廃した場合の影響試算

農林水産省が2月26日に経済財政諮問会議 E P A・農業ワーキンググループで示した試算のポイントは以下のとおり。

農業生産額 3兆6千億円減(4割減)

内外価格差が大きく、外国産品と品質的な優位性がない米、麦類、砂糖、牛乳・乳製品、牛肉・豚肉、加工用果実等は市場を失って生産が大幅に減少。

・米麦はほぼ壊滅

米は、最終的に、農家の自家消費分や一部のこだわり米への需要分等を残してほとんどが外国産米に置き換わると見込まれ、生産量は90%、生産額は約1兆8223億円減少。小麦は、生産量は99%、生産額は約1174億円減少。

食料自給率12%に

国産農産物の大幅な減少によって、食料自給率(供給熱量ベース)は現在の40%から12%という極めて低い水準まで低下。

国内総生産(GDP)が9兆円減

関連農産物加工業への直接的影響に加え、生産資材、飼料、農業機械等の製造業、運送業など国内の幅広い産業に影響が波及。GDP全体の約1.8%に当たる約9兆円の国内総生産が減少。

375万人が失業

農業、食品産業その他関連産業の生産額が減少することに伴い、全就業者数の約5.5%に相当する約375万人分の就農機会を喪失。

農地管理・調整の将来(その主体とあり方)

(山形県農業会議 平成16年5月「農業委員会の過去、現在、未来」より)

1. 制度改革の議論

(1) 「農業委員会に関する懇談会」報告(平成15年4月)

同報告を受けて、農林水産省は、「農業委員会等に関する法律の改正」を提出

(2) 今後、農業サイドでの見直し議論をはるかに超えて、農業委員会廃止要求をも含めて攻撃がいつそう強まる?

(3) こうしたなかで、農業、農地、農村をだれが守るのか、農村地域の要求や農業者の利益をだれが擁護するのか。

農業者を組織して諸要求を政策に提起していく自主的な運動組織が事実上存在しないわが国において農業委員会はそうした組織機能をもっているのではないか。

農地行政などを適正に処理する機関といったレベルに留まるのではなくて、農業、農民、農村の要求・意見を代弁し、その利益を擁護する機関としてのあり方が問われる。

2. 農地管理と公選制行政委員会維持の意味

(1) 戦後の制度発足期と大きく変化した農地制度

農業者の自主的集団的な利用調整の場面が拡大

他方で、規制改革、構造改革を口実に企業による農地侵食が進む情勢

農業委員会が行政機能を持って農外の攻撃から農業、農地、農業者、農村を防衛する前面に立たなければならない状況も拡大

(2) 行政委員会としての機能・権限を最大限に発揮

農民の利益を守り、農地を保全し、農村を発展させていくといった筋道が常に追及されな

ければならない。

農業や農地、農村を維持保全するための農業委員会の活動は、農業者、農村の単なる利己行為ではない

食料自給力の増大・自給率の向上、そのための農地基盤と生産主体の確保は、国家存続の基盤を維持すること

自分の農地は自分の都合で勝手したいという農業者の意識をも農業委員会業務を通じて変える必要がある。

農業委員会に求められている機能を万全に発揮できるように改革すべきであって、基本を無視した「構造改革」、「規制緩和」、組織「合理化」に流れることは、制度の終焉である。

「経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会第1次報告」に 対する農業委員会系統組織の見解

平成19年5月17日
都道府県農業会議会長会議
全国農業会議所

1. この報告は、WTO農業交渉及びEPA/FTA農業交渉の促進のための性急な関税の引き下げ・撤廃や農地の所有・利用の自由化を求めており、現在、日本提案の実現に向けた国際交渉に悪影響を及ぼすとともに、戦後最大の農政改革に全力で取り組んでいる農業・農村現場の努力を踏みにじるものであり到底受け入れられるものではない。
2. 報告は、EPA締結の加速化のみを狙いとした農業改革の方向を示すもので、食料、農業、農村のみならず、消費者や関連事業等にも多大な悪影響を与え、農業・農村の崩壊を招き、地域経済にも甚大な損害を与えかねない内容を提起しており、容認できるものではない。
3. 農地について、「誰が所有しても利用してもいい」との原則に立ち、権利移動規制の撤廃により農地を一般不動産と同等に扱おうとする内容となっているが、これでは、食料・農業・農村基本計画に位置づけられた国土の保全や国民食料の安定供給が確保しえないだけでなく、地域における秩序ある農地の利用や管理を行う上で、大きな混乱や不安を招くことになる。
4. さらに、農地に関する第三者機関を都道府県と全国に1つずつ設置することは、現在、農業委員会が行っている市町村段階での日常的な監視活動を否定し、農地に関する社会的な規制を弱体化させるものである。また、農業委員会の設定する標準小作料の廃止も、地域における標準小作料の規範力等についての考慮を欠いており容認できない。
5. このため、政府が6月中・下旬に取りまとめる予定の「骨太の方針2007」に今回の報告の内容が盛り込まれることがないようにすべきである。

われわれ農業委員会系統組織は、農業・農村現場の実態を踏まえた現実的で実効ある改革に向けて、農業者の公的代表としての意見の積み上げとその実現に向けた努力をしていく所存である。

(注) 農地制度に関する詳細な見解は、下記の「経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会第1次報告」に対する見解(「農地制度」部分)を参照

【別紙】

「経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会第一次報告」に対する見解 (「農地制度」部分)

平成19年5月17日
全国農業会議所

(注) 左欄・第一次報告の各項目の括弧書きは報告中の項目の番号と項目名)

第一次報告	見 解
<耕作放棄地の解消について> ・ 農地は農地として有効に利用されるべき ・ 耕作放棄地ゼロ (～ 基本理念～)	「農地が農地として有効に利用」されることは共通認識。「耕作放棄地ゼロ」との目標については、限りなく耕作放棄地の解消を図ることは必要だが、今後の遊休農地の活用方法を踏まえた検討が必要。
<農地の所有と利用の分離について>・ <農地の権利移動規制について> ・ 所有と利用を分離、(a)利用についての経営形態は原則自由、(b)利用を妨げない限り、所有権の移動は自由 (～ 基本理念～)	<農地の所有と利用の分離について> 農地の有効利用を図り、経営の安定を図るという意味での「 <u>所有と利用の分離</u> 」の考え方には賛成。いわゆる「白紙委任」を含む所有と利用の分離により担い手への農地の面的集積を促進することは重要。しかし、その場合、既存の担い手の経営に悪影響を与えないなど、 <u>その利用調整について十分な配慮が必要</u> 。

第 一 次 報 告	見 解
<p><農地の所有と利用の分離について>・ <農地の権利移動規制について></p> <ul style="list-style-type: none"> 所有と利用を分離、(a)利用についての経営形態は原則自由、(b)利用を妨げない限り、所有権の移動は自由 <p>(～ 基本理念～)</p>	<p><農地の権利移動規制について></p> <p><u>農地の権利移動規制を廃止し、誰でも農地が所有・利用できるようにすることには反対。</u></p> <p>都市的土地利用との競合が激しく高地価の下で、「報告」のように、誰でも農地を所有・利用できる状況では、農地の確保と適正かつ効率的な利用を図り、認定農業者等の担い手の安定的な経営発展を支えることが困難。かつ、国の農政として国民食料の安定確保を図ることも極めて不安定。したがって、基本的な枠組みとして、<u>農地の権利移動および転用に係る規制、農業振興地域制度をはじめとする農地制度の根幹は堅持することが必要。</u></p>
<p><賃貸借の長期化></p> <ul style="list-style-type: none"> 定期借地権制度の創設 最低でも20年以上の借用を可能 <p>(～ (a)定期借地権制度の創設～)</p>	<p>耕作者の立場からは、賃借権の安定確保が必要。単に期間を長期化すればよいという問題ではなく、<u>制度上賃貸借の安定性を確保する仕組みが必要。</u>なお、ここでいう15～20年の権利設定や経営の安定性の担保は現行制度でも十分可能。</p> <p>20年以上の超長期の賃貸借については耕作者からの<u>ニーズがあるかどうか疑問。</u></p>
<p><いわゆる事後規制></p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の利用権者には農地を経営資源として利用する権利と適切に利用する義務 適切な利用料を支払う義務 事前に供託金(保証金)を支払い、中途解約等の場合には、適正な利用権者の紹介、供託金により原状回復を行う義務 <p>(～ (b)農地の利用権者の権利・義務の明確化～)</p>	<p>事前の規制は廃止し、代わりに農地取得後の規制(事後規制)を強化すべきとの見解があるが、最近における農地への不法投棄の実態などからみて、<u>事後規制のみの対応には反対。</u>農地に対して事前規制を行うという枠組みを堅持する必要。その上で農地の利用を担保するため、<u>事後規制を事前規制との「車の両輪の規制」として整備していく必要。</u></p> <p>事後規制については、基盤強化促進法において、農振法の特定利用権と基盤法の遊休農地に関する措置とが一体化された体系的な仕組みが整備されており、この執行を進めることが必要。</p>
<p><農地情報の開示等></p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の情報開示の整備は不十分 農地関連情報の整備を民間のノウハウも活用し速やかに行い、個人情報に配慮しつつ使い勝手のよい方法で徹底開示し、民間事業者における農地の仲介の促進を図るべき <p>(～ ④情報開示と民間による農地仲介の促進～)</p>	<p>農地情報の開示は取組みが進展。引き続き、個人情報の保護や出し手の意向等に配慮しつつ取り組む必要。ただし、農地の面積規模や条件等において出し手と受け手のニーズにミスマッチ。</p> <p>現在も民間の不動産業者が農地取引の仲介を行うことは可能だが、<u>地域の農地・農業者の実情に精通した農業委員・農業委員会が中心</u>となってあっせん、仲介することが現実的。</p>
<p><賃借料・標準小作料></p> <ul style="list-style-type: none"> 農地利用料は農地利用に関する需給を反映した透明性のあるシステムのもとで決定されるべき 現行の農業委員会が設定する標準小作料は一定期間後廃止すべき <p>(～ 透明性のあるシステムのもとでの農地利用料の決定～)</p>	<p>支払小作料の規範となる<u>標準小作料</u>は、地域の農作物の生産費等をもとに適正に算出。農地利用に関する需給を反映すれば、将来の転用期待や買い占め等を目的とした取得につながる恐れ。また、借入者と貸付者の力関係に左右され決定されることは、経営の安定を確保しえない恐れ。</p> <p>標準小作料制度はこうした懸念を解消し、契約小作料の目安として農業経営の安定化に寄与しており、<u>制度を継続すべき。</u></p>

第 一 次 報 告	見 解
<p>< 第三者機関の設置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地関連情報の整備と情報開示の徹底を前提に、原則として農業経営者と学識経験者で構成される公正な第三者機関を各都道府県と全国に一つずつ設置 ・ 実施する業務内容 <ul style="list-style-type: none"> (a) 農地関連の情報の集積、開示、 (b) 利用状況の監視、是正、強制措置、 (c) 利用権の中間保有、担い手への集積 <p>(~ 農地に関する公正な第三者機関の設置 ~)</p>	<p>現行の農業委員会や農地保有合理化法人がこれにあたるものであり、機能も付与されており、<u>新たな機関を設けることによる新たな行政コストの負担の方が問題。</u></p> <p>市町村段階に、利用状況の日常的な監視等の機能をもった機関(農業委員会)が必要。これがなければ、農地の権利関係や適正な管理を確保する上で十分な機能を果たし得ず。</p>
<p>< ゾーニング規制 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゾーニング規制についても転用期待を排除する観点から、例えば地域住民の意見を聞き一定期間(30年程度)ゾーニングを固定するシステムの導入を検討すべき。 <p>(~ 農地関係税制、ゾーニング規制の見直し ~)</p>	<p><u>公共転用等の抑制を図ること。転用規制・農業振興地域制度の厳正な運用や規制強化がまず必要。</u></p> <p>30年程度の長期にわたる厳格な転用規制が果たして現実的に可能なものなのかは十分吟味が必要。</p>
<p>< 農地関係税制・農地の現物出資等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地を農業経営資源として適切に利用している場合は保有コストを下げる一方、農地を適切に利用していない場合は保有コストを上げるという政策が必要であり、新たな理念に基づき農地関係税制を見直すべき。 <p>(~ 農地関係税制、ゾーニング規制の見直し ~)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢、相続等により農地を手放すことを希望する人が所有権を移転しやすい仕組みとして、農地を株式会社に現物出資して株式を取得する仕組みを創設。 ・ その際、例えば株式の相続税を一定程度優遇することなどにより、小規模農地所有者を中心に所有権の移転を促進し、担い手への面的集積を加速。 <p>(~ 所有権を移転しやすい仕組みの創設 ~)</p>	<p>固定資産税や相続税に対する優遇税制は所有権移転に関するものはあるが、賃借権を対象にしたものではなく、税制上の整合性が必要。。</p> <p>農地が農地として利用されている間は、農地価格の評価を農地の収益還元価格とすることが必要。</p> <p><u>農地を現物出資して株式を取得する仕組みを作ることは、農地の所有を自由に認めることに帰結。発行の必要のない株券が存在し、譲渡自由の状況では、より一層の所有権の分散が進み、適正かつ効率的な農地の利用を阻害。</u></p>

農地政策の再構築の方向に関する主要論点と考え方

- 「農地制度・政策等に関する有識者検討会」の議論を踏まえて -

平成19年5月11日

全国農業会議所

1. はじめに

農地制度のあり方をめぐっては、新たな食料・農業・農村基本法の制定前後から、株式会社の農地取得容認の是非論に象徴されるように、農政改革や規制改革の観点からの論議が数多く展開されるようになってきている。

わが国の農地制度は戦後の自作農創設および農業生産基盤の整備を出発点とし、その後農業構造政策を推進する観点から農業経営基盤強化促進法の制定等による体系的な整備が進められてきたところである。

しかし、今日、認定農業者等担い手への農地の利用集積は進みつつあるものの、担い手の高齢化によるリタイアや農地相続による不在村地主の増加など遊休農地の増加等が強く懸念されており、こうした状況に対応するため思い切った規制緩和を求める意見が政府・財界等において強まるとともに、大規模担い手層からも農地利用調整等の実態に対する不満が高まりつつある。

また、農地利用のあり方をめぐっては、担い手への農地利用集積の加速や遊休農地の発生防止・解消のための措置の強化、特定法人貸付等にもとづく一般企業やNPO法人の新規参入の促進、優良農地の確保のための計画的な土地利用の推進が喫緊の課題となっている。さらに、地方分権による農地転用・権利移動事務の都道府県から市町村への権限委譲が進んでいる。こうした国と地方の役割のあり方をも含めた様々な環境変化の下で、農林水産省をはじめとして農地政策の再構築に向けた検討が行われている。

このため、全国農業会議所では、こうした情勢を踏まえ、平成18年9月に有識者による「農地制度・政策等に関する有識者検討会」を発足させ、最近の農地政策をめぐるとの主要な検討課題についてこれまでに7回の会合を開いて議論を行った。また、同検討会と併行して、平成18年11月から19年2月にかけて全国を7ブロックに分けて「農地問題等に関する有識者懇談会」を開いた。

これらの取り組みにより、検討会委員から出された意見や指摘を基本に、ブロック別懇談会での農業法人経営者、稲作経営者、農業委員および農業委員会職員、集落リーダー等からのヒアリング、要望等を含めて、農地政策の再構築の方向に関する主要な論点と考え方の整理を行った。

当会議所では、今回の論点整理を踏まえて、さらに農業委員会組織としての検討を積み上げ、5月31日開催の平成19年度全国農業委員会会長大会において、「農地政策の再構築に向けた政策提案」として決議し、政府・国会への要請を行う予定である。

2. 検討課題

(1) 農地法を中心とする農地制度の今日的意義と農地に関する基本的理念について

農地について他の土地一般とは異なる特別の規制を課している農地法等の今日的意義をどのように考えるのか。

土地基本法による土地一般に関する基本理念（公共の福祉優先、適正な利用及び計画に従った利用、投機的取引の抑制、価値の増加に伴う利益に応じた適切な負担）を踏まえたうえで、さらに「耕作の目的に供される土地」としての農地に関する基本理念をどのように考えるのか。

(2) 農地総量と利用実態を把握・管理する制度的措置について

農地の所有と利用の実態を把握するシステムの整備についてどのように考えるのか。

農地情報の一元管理と効率的な利用を図るための「農地基本台帳」の地図情報システム化等の整備強化のための措置をどのように考えるのか。

(3) 認定農業者等の担い手への面的な農地利用集積の促進について

担い手の面的な農地利用集積のためのシステムのあり方についてどのように考えるのか。

農地の賃貸借をめぐるとの環境変化を踏まえて標準小作料の算定方式等をどのように考えるのか。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の再設定の仕組みをどのように考えるのか。

(4) 農地相続と農業経営の継承について

市町村外に在住の農地所有者を効率的に捕捉するシステムの構築をどのように考えるのか。

農地所有者の所在が明らかにならない場合に、当該農地の適正管理・有効利用のための行為を可

能とする制度的措置についてどのように考えるのか。

借地型農業経営における円滑な継承を図るための取り組みや施策についてどのように考えるのか。

(5) 公共・環境資源としての農地の保全管理について

耕作放棄地や農作物を耕作していない保全農地の農地制度上の位置づけをどのように考えるのか。農業生産施設や農地改良施設の敷地となっている土地について特例的に農地の範疇に位置づけることをどのように考えるのか。

農地についての地理的な条件等を踏まえた類型区分と管理の仕組みをどのように考えるのか。

都市農地および隣接する農振・農用地区域の農地の評価のあり方についてどのように考えるのか。

(6) 農地管理体制の再構築と整備について

農地の管理及び有効利用のための関係機関・団体の連携や再編等のあり方をどのように考えるのか。

特に、農業委員会系統組織の運動推進機能(農家の意向把握や農地の利用調整機能等)と、農地保有合理化法人の中間保有・再配分機能(農地の権利のプール、担い手の再配分機能等)との相互の連携や一体的な推進の体制づくりをどのように考えるのか。

3. 論点整理

有識者検討会では、今日的な観点に立った農地制度の意義と基本的な理念のあり方の議論を根幹として、農地情報の把握と管理、担い手への農地の面的集積の課題、農地の相続と経営継承、公共・環境資源としての農地の保全管理、農地の管理システム、等の現状と課題について整理を行うとともに、農業者や農村現場の具体的な問題や要望を幅広く取り上げて議論を行った。

論点整理では、検討会での数多くの意見や指摘をもとに、農地政策の再構築にあたっての制度的な措置や施策の展開をはじめ、現場のニーズに対応する具体的な検討事項や留意点を提起した。

(1) 農地法を中心とする農地制度の今日的意義と農地に関する基本的理念について

農地制度の今日的意義

「農地を適正かつ効率的に耕作する者に対して農地の権利取得を認める」とする農地制度の基本的な考え方は、農地利用のあり方についての公共的な規制の根拠となっているなど今日的にも大きな意義を有しており、今後とも堅持されることが重要である。

農地に関する基本的理念の明確化

農地に関する基本理念の明確化にあたっては、次のような事項を考慮することが重要である。

農地は国民への食料供給と国土・環境保全の基盤であり、農業と国民経済の均衡ある発展に影響を及ぼすとともにその地域の人々により維持・管理されてきた限られた貴重な地域資源として大切に保全管理すること。

農地は農業による食料の安全・安心で安定的な供給の役割と情操教育・文化の伝承といった多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本として保全管理がされなければならないこと。

農地は農業の生産性を高める方向に所有・利用されなければならないこと。

農地は投機の対象にしてはならないこと。

国及び地方公共団体と国民の責務の明確化

国及び地方公共団体の責務として、農地に関する基本理念の具現のための広報や農地に関する施策の策定・実施を、また、国民の責務として、農地に関する基本理念の尊重と施策への協力を明確にすることが必要である。

農地の所有者・利用者の責務の明確化

農地の所有者及び利用者は、農地に関する基本理念を踏まえた取り組み(限られた貴重な地域資源としての農地を農地として有効利用すること)を行う責務があることを明確化し、その浸透を図ることが必要である。

相続等による農地所有の細分化・不在村化の進行、規制緩和による多様な農地利用主体の増大など、農地の所有と利用を巡る環境変化を踏まえた対応として農地の所有者・利用者の責務の明確化の必要性が高まっているとの認識。

農地の権利を新たに取得する者が適正かつ効率的に耕作することを担保する要件の明確化

農地の権利取得が認められる要件として、現在、取得後の農地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うこと、権利取得者が個人の場合は、本人又はその世帯員が必要な農作業に常時従事し、法人（農業生産法人）の場合には農作業に従事する構成員が役員の過半の過半を占めること、取得後の農地面積が北海道2㊦、都府県50㊦以上であること（ただし、都道府県知事はその区域の一部で別段の面積（下限10㊦）を定めた場合にはその面積）、通作距離等からみて農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うこと、が定められている。しかし、今日、農業経営の法人化の進展や定年帰農や都市住民等の小規模農地の権利取得のニーズが拡大するなかで、次のような事項について制度・運用面の考え方を明確にする必要性が高まっている。

耕作さえされていれば農地の権利取得者の農作業従事にこだわらなくていいのかどうか。特に、農業生産法人の支店等での役員の居住と農作業従事要件をどう考えるか。

雇用型農業が進む中で、農地の権利取得者と雇用従業員の農作業従事のあり方と農地制度上の位置づけの検討が必要となる。

定年帰農、都市と農村の交流等に対応した小規模な農地利用のあり方についてどう考えるか。

農地の権利取得後の適正な耕作を担保する仕組み、担い手の農地利用との区分の明確化、現行の下限面積の設定の趣旨や農業者の取り扱いとの整合性、などの検討が必要となる。

地域の農地利用に関する社会的規範等のあり方と規範力の行使等をどう考えるか。

自然・環境の保全、農道・水路の管理等の地域慣行、農薬の使用や機械化作業の時間帯、地域住民の生活とのかかわり、などを含めた今日的な地域の規範のあり方とその規範形成の主体についての検討が必要となる。

(2) 農地総量と利用実態を把握・管理する制度的措置について

農地の所有と利用の実態を把握するシステムの整備

農地総量と利用の実態を把握し管理するため、毎年、全国的に実施時期(8～11月)を定めた「農地利用実態調査」について、農地法84条「小作地の状況の縦覧」(8・1調査)の見直しを含めて制度的な措置のあり方を検討する必要がある。

農地情報の一元管理と効率的利用のための「農地基本台帳」の地図情報システム化等の整備強化

個人情報保護法のもとで、農地の相続による権利移動や公共転用等の農地情報を必要に応じて農業委員会が的確に把握し管理するための住民基本台帳・固定資産台帳との照合等の円滑な実施を可能とする対策が必要となっている。併せて、農地基本台帳の制度的な位置づけについても検討を行う必要がある。

また、農地基本台帳の地図情報システム化による市町村、農協、土地改良区等を含めた農地情報の効率的な利用を促す対策も重要となる。

(3) 認定農業者等の担い手への面的な農地利用集積の促進について

担い手の経営確立の視点に立った面的な農地利用集積の仕組みの構築

担い手への面的な農地利用集積を推進するため、認定農業者等の担い手の意向を基本とした農地利用集積計画の策定・実施とそれを促す支援施策を講じる必要がある。その場合の留意事項は次の点が考えられる

面的集積のインセンティブとして、面的集積促進費交付等の支援施策の継続や相続税納税猶予等の特定処分対象農地の扱いについて一定の要件(認定農業者等の面的集積への寄与、利用権設定期間の長期化等)の下での緩和のための制度的措置の検討。

条件の良い農地(圃場整備済み、大区画等)と悪い農地(圃場整備未実施、小区画、農業機械の搬入困難等)を一括して利用権設定を行う担い手への支援施策の創設。

土地利用型農業の担い手の意向と相続によって細分化していく農地所有者の農地情報等を効率的に調整し、担い手の経営確立に結び付ける仕組みの構築。

農地の利用権のプールと再配分により農地の面的集積を計画的・集中的に行うシステムの再構築。既存の関係機関・団体の機能の集中による共同事業化を考える必要。

農地の購入に対する減損会計の適用についての検討。

支払い小作料について消費税の課税取引扱いについての検討。

標準小作料の算定方式等の検討

稲作単 - から転作等による多様な作付け体系(連作体系)への移行を踏まえた貸借の設定期間と標準小作料の算定方式を検討する必要がある。その場合、地域における利用権設定にあたっての標準小作料のもつ規範力を重視するとともに、有益費問題や物価変動への対応を加味することが重要となる。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権の再設定の仕組みのあり方

認定農業者等の担い手(農地の借り手)の経営の継続性・安定性を確保する観点から、農地の利用権の再設定に際しての手続きのあり方について事前の申し入れや市町村等の公的機関の介入について検討が必要となっている。また、地域の農地利用をめぐる認定農業者等の個別経営体と集落営農組織との位置づけについて市町村基本構想で明確化する必要がある。

(4) 農地相続と農業経営の継承について

市町村外に在住の農地所有者を効率的に捕捉するシステムの構築

農業委員会の農地パトロールによる現況把握を基本に、市町村の住民課・資産税課との連携強化による市町村外に在住の農地所有者への連絡体制の整備を図ることが重要となる。併せて、農業委員会系統組織の全国及び都道府県段階の「田舎の農地利用相談活動」による双方向での情報収集

・提供活動を強化する必要がある。

不在地主の農地管理

「公告縦覧」による所在不明者の農地の管理行為の実施や民法上の「管理行為」、「保存行為」の適用による利用権設定の簡便化、等の検討が必要である。

また、担い手不足地域を中心に農業委員会の申し出に基づいて農地保有合理化法人が一括して遊休農地や不在村者の所有農地を借り受けて管理し、有効利用を行うシステムを構築する必要がある。

さらに、農地の利用権設定等を間断なく継続的に行うことが耕作放棄の発生防止・解消につながることから、地域における日常的な農地利用の監視と貸し手と借り手の農地利用調整を機動的に実施するための支援施策が重要である。

借地型農業経営における円滑な継承対策

土地利用型借地農業の経営を継続するための継承対策の体系的な整備を図る必要がある。

特に、借入農地の賃借権の移転や転貸に伴う貸主の同意を得ることなどの手続きの簡素化の対策が求められる。

(5) 公共・環境資源としての農地の保全管理について

「保全農地」等の農地制度上の位置づけの検討

「農地」については、耕作の目的に供される土地を基本とするものであるが、休憩状態にある「保全農地」や農業生産施設や農地改良施設の敷地利用についても、一定の要件(耕作可能な状態での保全管理、農業生産施設や農地改良施設以外での使用不可等)の下で「農地」の範疇に位置づけることについて今日的な観点から検討する必要がある。具体的には、次のような事項がある。

条件が悪くて借り手がなく耕作放棄になっている農地や休憩状態の農地について、「保全農地」として管理することの制度的な措置や管理コストの負担のあり方を検討する必要。

農業用関連施設として、農地の改良施設、ガラスハウス等の温室施設、キノコ栽培舎、農産加工施設、農産物直売所など、農業生産及び経営に必要な施設の敷地の位置づけを検討する必要。

上記に関連して、農地転用許可後の転用履行状況の確認と転用目的と異なる場合の厳格な措置を講じる必要。

農地についての地理的な条件等を踏まえた類型区分と管理の仕組み

遊休農地の状況を分類し、それぞれの解消対策の方向性を提示し推進することが重要。その場合、「要活用農地」以外の農地の活用の方向付けや地方自治体等の非農地証明の発行について国のガイドラインの策定が求められる。

一方、農業体験農園や学童・福祉農園など市民的な農地利用の推進と、農園の運営等に対する支援の強化が必要。その場合、地域農業との調和や担い手の効率的な農地利用に支障をきたさないよう区域設定を明確にした取り組みが重要となる。

また、遊休農地の再生及び林地転用の場合の生産調整面積の配分との整合性(林地転用部分についても生産調整面積の母数としてカウントする)を図るなど、農地としての位置づけと各種施策との関係の調整が重要になっている。

都市農地および隣接する農振・農用地区域の農地の維持・管理と評価等のあり方

都市及びその周辺の農地等について、都市農業の振興の観点から、将来とも農地として維持・管理することを目的に、農地転用許可制度と農業振興地域制度の厳正な運用を徹底する必要がある。

また、利用権設定期間の長期化等の - 定の要件の下での相続税納税猶予適用農地の取扱いのあり方や農地評価と課税のあり方についても改めて検証する必要がある。

(6) 農地管理体制の再構築と整備について

不在村者が所有する農地情報の把握・管理とその有効活用に向けて、農業委員会系統組織と農地保有合理化法人による「田舎の農地利用相談活動」をはじめとする共同事業の創設について検討する必要がある。

市町村段階における農地情報の - 元的な管理及び面的利用集積の調整の仕組みの再構築に向けて、農業委員会等の関係機関・団体の機能を踏まえた連携強化のあり方について制度面も含めて検討する必要がある。

市町村合併に伴う地域の広域化に対応して、市町村の農林部局や農業委員会、農協等を含めた農地に関する機関・団体の体制整備が求められている。

「農地制度・政策等に関する有識者検討会」の論議概要

1. 農地政策・農地制度等についての今後の課題

課 題	検討会での意見等の概要
(1) 遊休農地の解消・発生防止対策による耕作放棄地面積の減少 (2) 農地の適正な管理と利用を確保する仕組みの整備 (3) 認定農業者等の担い手への農地の面的利用集積の加速 (4) 農地の管理体制についての再編整備	【第1回検討会】 今後の課題の論理的な順序として、遊休農地対策が一番大事。農地を巡る規制改革等の論議の起点はここにある。そのことを農業団体もしっかりと認識することが必要である。その上で、農地を利用する主体の問題、農地の利用の仕方の問題、さらに、農地の管理体制の問題を論じていくべきではないか。 農地の適正な管理という場合の「適正」の中身は具体的にどういう状態をいうのか。管理主体や管理基準みたいなものが必要になっているのではないか。 農業委員会等の制度的な農地の管理の問題と農業経営のあり方に関した農地制度の問題はきちっと区分けして検討する必要がある。

2. 農地政策・農地制度等についての具体的な検討課題

検討課題	検討会での意見等の概要
(1) 農地法を中心とする農地制度の今日的意義と農地に関する基本理念について 農地法等の今日的意義をどのように考えるのか。 土地基本法による土地一般に関する基本理念を踏まえたうえで、さらに農地に関する基本理念をどのように考えるのか。	【第1回検討会】 農地が公共財だから守らなければならないということをどのように論理づけするかが問われる。単なる生産財と何が違うのかということが明確にできるかどうか。 【第3回検討会】 農地所有者の「義務」ということを盛り込むことが大事。また、土地持ち非農家や不在村農地所有者の責務として圃場整備や農地利用集積の協力を位置付けることも必要ではないか。 スイスでは農民を保護することが公共的な課題と位置づけられている。

検 討 課 題	検 討 会 で の 意 見 等 の 概 要
<p>(1) 農地法を中心とする農地制度の今日的意義と農地に関する基本理念について</p> <p>農地法等の今日的意義をどのように考えるのか。</p> <p>土地基本法による土地一般に関する基本理念を踏まえ、さらに農地に関する基本理念をどのように考えるのか。</p>	<p>【第4回検討会】</p> <p>今日的に農地市場を全国市場、一般市場にさせない論理の構築が必要。事務局提案の国民や農地所有者・利用者の責務について、これを果たせばいいんだとなると、逆に、誰でもどこでも金だけ出せば農地を取得することができることを認めることになってしまう。農地の権利取得にあたっては、「ルールを守って一定の条件を満たす必要がある」との論理の構築が不可欠だ。</p> <p>現在の農地市場は農地制度で規制された市場。この特殊に規制された市場がけしからん開放しろというのが株式会社論とも言える。</p> <p>農場の経営者が農地の所在地に居住して農業経営を行うことと、農場の農地を管理する人(農場長)を置いて農業経営をやることについて、農地制度としてどのように区分して整理できるのか。この点はなかなか難しい。</p> <p>スイス、オーストリア、ドイツでも農地取引規制と農家保護というのが必ずペアであり、農地取引の規制は健全で経営能力のある農家の保護というのが目的となっている。</p> <p>新たな農地の権利取得の許可の判断に当たって、そこに住んでちゃんと耕作ができるかどうか大きなポイントになっている。農場長を置いて農業経営をやれば株式会社でも誰でも農地を新たに所有できるということになれば農家、農業者というものの存在がなくなるのではないか。</p> <p>【第5回検討会】</p> <p>農地の所有者、利用者の責務について一般の土地所有との差異は土地基本法との関係も含めて精査して整理する必要がある。</p> <p>農地を農地として効率的に活用することの必要性とそのため農地所有者等の責務についての表現は今後の農地政策の在り方を考える上での重要テーマだけに慎重な検討が必要。</p>

検 討 課 題	検 討 会 での 意 見 等 の 概 要
<p>(1) 農地法を中心とする農地制度の今日的意義と農地に関する基本理念について</p> <p>農地法等の今日的意義をどのように考えるのか。</p> <p>土地基本法による土地一般に関する基本理念を踏まえたうえで、さらに農地に関する基本理念をどのように考えるのか。</p>	<p>【第6回検討会】</p> <p>農地を耕作する主体のあり方をどう考えるかということもこれから問題になってくると思われる。単に「耕作されてさえいい」と言うことではなく、農地という特殊な資源を維持するための基本的な理念は明確にする必要がある。</p> <p>農作業に常時従事の規定について、農業の範囲が拡大していく中で経営者の農作業従事と農業従事、さらに農業経営従事の部分の扱いをどうするか非常に重い問題。農作業従事に固執しすぎるのはどうかという感じもある。</p> <p>農地法は国の法規制そのものだが、農用地利用改善団体は地域の社会的規制を制度化したものであり、現在の農地制度は、国家的な規制と地域の社会的な規制の両輪で成り立っているといえる。</p> <p>生産基盤としての農地を守り、有効利用するなかで、個人の私的所有の対象として管理しきれない部分がある。地域全体の生産基盤という側面については、地域として農地のメンテナンス(農道、用水路等)をやることになる。そうした地域の社会的な規範を客観化することが重要。</p> <p>【第7回検討会】</p> <p>農地そのものが持っている機能と農地が使われる農業という産業を介して果たしている機能(特に、情操とか文化)は区分して整理する必要。</p> <p>「適正かつ効率的に耕作する」ということをベースとして、農作業への常時従事などの条件を明確にすることが必要。</p>
<p>(2) 農地総量と利用実態を把握・管理する制度的措置について</p> <p>農地の所有と利用の実態を把握するシステムの整備についてどのように考えるのか。</p> <p>「農地基本台帳」の地図情報システム化等の整備強化のための措置をどのように考えるのか</p>	<p>【第1回検討会】</p> <p>農業委員会の農地基本台帳と市町村の住民基本台帳、固定資産課税台帳との照合や閲覧などの制度的な措置について、個人情報保護法を踏まえた再検討が必要。また、農業委員会の審議を経由しない農地の権利移動についての何らかの把握システムも必要。</p> <p>【第2回検討会】</p> <p>農地の相続問題については、遊休農地対策、担い手への農地利用集積対策、新規就農対策等の農政課題と密接に関わっていることから、農業委員会組織を通じて相続による農地の権利移動をしっかりと捕捉・管理するシステムのあり方について青写真を描いておく必要がある。</p>

検 討 課 題	検 討 会 での 意 見 等 の 概 要
<p>(2) 農地総量と利用実態を把握・管理する制度的措置について</p> <p>農地の所有と利用の実態を把握するシステムの整備についてどのように考えるのか。</p> <p>「農地基本台帳」の地図情報システム化等の整備強化のための措置をどのように考える</p>	<p>【第3回検討会】</p> <p>農地の生産力を落とさずに担い手に利用集積するためには農業委員による日常的な監視や農地情報の管理、さらに調整活動が必要。また、借り手がすぐ見つからない場合の農地保有合理化法人の中間保有機能の活用も重要。これらの予算措置の根拠付けを計画にする必要がある。</p> <p>【第4回検討会】</p> <p>農地総量の把握にあたって、農地基本台帳の位置づけの明確化ということと併せて地図情報システム(GIS)による把握との関連性も重要になると思われる。</p> <p>【第5回検討会】</p> <p>農地をどういう範囲で捉えていくかも問題。転作や生産調整が進んだ中で、田、畑、樹園地、牧草地、林地について国際的な状況も含めて改めて区分整理を考える必要。</p>
<p>(3) 認定農業者等の担い手の確保と面的な農地利用集積の促進について</p> <p>担い手の面的な農地利用集積のためのシステムのあり方をどのように考えるのか。</p> <p>農地の賃貸借をめぐる環境変化を踏まえて標準小作料の算定方式等をどのように考えるのか。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の再設定の仕組みをどのように考えるのか。</p>	<p>【第1回検討会】</p> <p>農地の所有規模がどんどん小さくなるのに対応して、それを集積して大規模に展開する経営の安定化をどのように図っていくかが課題になっており、その場合に利用権の更新権について改めて検討する必要がある。</p> <p>農地の賃貸借の更新期間を規定する客観的な年数をどのように設定するかが問題。ヨーロッパの場合は、畑作の輪作体系ということもあって3年の整数倍で設定されている。担い手への農地の面的集積と借地による経営の安定のためには、農業委員会による農地保有合理化学業の活用が効果的である。</p> <p>農地を購入した者に対する減損会計の適用を要望。</p> <p>支払い小作料について消費税の課税取引扱いを要望。</p>

検 討 課 題	検 討 会 で の 意 見 等 の 概 要
<p>(3) 認定農業者等の担い手の確保と面的な農地利用集積の促進について</p> <p>担い手の面的な農地利用集積のためのシステムのあり方をどのように考えるのか。</p> <p>農地の賃貸借をめぐる環境変化を踏まえて標準小作料の算定方式等をどのように考えるのか。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の再設定の仕組みをどのように考えるのか。</p>	<p>【第2回検討会】</p> <p>農地の有効利用、担い手への農地利用集積のためには、基本的に圃場整備が行われていることが重要である。</p> <p>圃場整備事業の工事費の負担金(償還金)及び経常賦課金と小作料との関係について、土地利用型農業の経営確立の観点に立った検証と新たな仕組みづくりが必要ではないか。</p> <p>水田も現在は稲作単品の連作体系ではなくなっている(事実上の輪作体系)なかで、農地の賃貸借の設定期間と小作料の算定方式について今日的に再検討する必要がある。農地の賃貸借の長期間の契約は借り手としては物価の変動との関係で不安材料になる。この点を考慮して契約期間の長期化だけでなく契約更新のあり方についても検討が必要である。</p> <p>有益費と小作料の算定、そして物価変動という3つの問題について論理的に整合できると思う。特に小作料は物価連動すれば問題は解決する。フランスでは、小作料は物の量が基本となりそれについてのその年の農産物の価格水準(国・県が評価)によって金額が決まることになっている。それによって、長期間契約のリスクは回避している。相続税等の納税猶予制度の根拠と農地の所有権と利用権の分離ということは基本的に相容れない問題である。これを農地の流動化の推進との関係でどう持って行くか。納税猶予制度そのものより、農振農用区域内の農地であっても転用価格含みで地価が形成され高額になっていることが問題で、これを押さえることがより重要な課題ではないか。</p> <p>標準小作料の設定の手続きについて、全国的に統一した形で実施されているかどうか。特に、農産物の販売単価の基準の設定など算出方法を明確にする必要がある。</p>

検 討 課 題	検 討 会 で の 意 見 等 の 概 要
<p>(3) 認定農業者等の担い手の確保と面的な農地利用集積の促進について</p> <p>担い手の面的な農地利用集積のためのシステムのあり方をどのように考えるのか。</p> <p>農地の賃貸借をめぐる環境変化を踏まえて標準小作料の算定方式等をどのように考えるのか。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の再設定の仕組みをどのように考えるのか。</p>	<p>【第3回検討会】</p> <p>世代交代によって圃場整備事業の実施に際しての農地の関係権利者の同意を得ることがだんだんと困難になっている。</p> <p>60歳以上で後継者が他産業就業していると圃場整備事業等への参画が償還金の問題で二の足を踏むことが多い。</p> <p>担い手への農地利用集積を推進する場合、標準小作料の規範力を重要視する必要がある。</p> <p>スイス、オーストリアでは農地の権利を取得する場合の居住要件が重視されている。農家と農地の一体性の確保という視点も考え合わせていくことが重要。</p> <p>フランスも農地の所有と利用が分離していく中で、地域で農業をやる担い手の農地利用集積への結びつけの仕組みがしっかりしている。また、農業経営の大規模化が進む中でも農業者の居住要件の規定が機能している。</p> <p>【第4回検討会】</p> <p>多数の地主と少数の小作(借地型農業経営者)という中で、標準小作料の果たす役割は大きい。標準小作料の設定を通じて農地の所有と利用のあり方を考えるということが大事ではないか。</p> <p>利用権の再設定の仕組みとして、一定の期間内に再設定の申し入れができるとか、申し入れの拒否をするためにはどういうことが必要かといったことを制度として盛り込むことについての検討は必要。基盤法は利用権の更新という概念は入っていないので新たな制度的措置を考える場合もそこは注意が必要。</p>

検 討 課 題	検 討 会 での 意 見 等 の 概 要
<p>(3) 認定農業者等の担い手の確保と面的な農地利用集積の促進について</p> <p>担い手の面的な農地利用集積のためのシステムのあり方をどのように考えるのか。</p> <p>農地の賃貸借をめぐる環境変化を踏まえて標準小作料の算定方式等をどのように考えるのか。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の再設定の仕組みをどのように考えるのか。</p>	<p>【第5回検討会】</p> <p>個別の利用権の再設定と利用権をプールして担い手への面的集積のための付け替えも含めた再配分の機能を考えていく必要。</p> <p>農地の賃借料や売買価格については、品目横断的経営安定対策の実施によって発生する「過去実績」の有無がもたらす助成金水準の違いを考慮した指標を考えていく必要があるのではないか。同じ農地であっても取引価格に差が生じる可能性がある。</p> <p>農地の所有権と利用権は簡単には分離できない。品目横断的経営安定対策により、農地の利用についての一定のまとまりはでてきている。</p> <p>農地の良いところと悪いところは地域の人はよく知っている。それだけに利用面でまとめるときに苦労がある。</p> <p>所有権と利用権の分離を議論していく中では、利用権を効率的に集団化する手法としての再配分の仕組みは当然重要なテーマになる。</p> <p>農地利用の再配分では中間のプール機能は不可欠</p> <p>【第6回検討会】</p> <p>集落を越えた農地利用集積を進める中で、地域住民との関係には相当気を遣わざるを得ないの实情。例えば、早朝や夜の農業機械の使用による騒音問題や、道路へ落ちた土塊の清掃などの注文が増えている。</p> <p>A県A市では相続税納税猶予の対象農地だけを作業受託で管理する認定農業者のみによる農事組合法人組織が設立され、農作業受託面積の面的集積を図っている事例が出てきた。</p> <p>私の地域でも特定農業団体の組織化により複数集落が20戸以上の単位での地域のまとまりで農作業の面的集積を図っている事例がある。担い手が少なく地理的条件が悪い地域ではこうした対応が効果を上げている。</p> <p>【第7回検討会】</p> <p>農地の管理・利用は、地域との関わりが非常に深い。担い手が耕作放棄地やその恐れのある農地を優良農地と一体的に管理していくことを支援していくことが重要。</p> <p>利用権設定期間中の担い手間での譲渡転貸について政策上の位置づけを明確にして制度的な措置を講じることの検討の余地があると思う。</p>

検 討 課 題	検 討 会 で の 意 見 等 の 概 要
<p>(4) 農地相続と農業経営の継承について</p> <p>市町村外に在住の農地所有者の捕捉システムの構築をどのように考えるのか。</p> <p>不在地主の農地の適正管理・有効利用のための行為を可能とする制度的措置をどのように考えるのか。</p> <p>借地型農業経営の円滑な経営継承のための施策についてどのように考えるのか。</p>	<p>【第1回検討会】</p> <p>相続によって、不在村者が所有することになった農地の管理が問題になっている。相続による農地の権利移動についても、農業委員会への届出制度等の措置が必要。市場メカニズムで農地の移動が行われたとしても、タイムラグによる遊休状態が発生し、その維持管理コストの負担をどうするかの問題がでてくる。条件不利地域の農地は資産価値が小さく、相続登記をしないケースも増えている。ドイツでも農地の所有者が23カ国にまたがるなど、相続に伴う農地管理の問題は深刻になっている。これまで研究サイドもあまり扱っていない問題だが、非常に大事な検討課題。</p> <p>不在村農地所有者の農業生産法人への加入促進ということは、非農家の農地取得の増大に結びつく懸念がある。政策的には慎重な検討が必要。</p> <p>若い人が農業に参入しやすくするために農地制度そのものとして見直すべき点があるかどうか検討することも大事。</p> <p>担い手の確保・育成の観点から、後継者の確保されている農業経営についてはより手厚い政策的な支援があってもいいのではないか。</p> <p>フランスでは、農業外から新規に参入する人も農家の子弟で農業を継ぐ人も一定の要件の下で同様の政策支援が行われている。</p> <p>未相続ということはあり得ない。相続は生じているが、分割手続きがされていないという状況を日常的に「相続が終わっていない」という。また、分割手続きを経た上で民法上の相続人全員の共有にするということもある。これらをきちんと区分して検討する必要がある</p> <p>【第2回検討会】</p> <p>不在村で所在が不明な人の農地について、周りの農地利用に迷惑をかけないように措置したり、有効活用するための利用権設定について、民法上の「保存行為」として、「公告」という形で本人の了解を事前に得ることなく対処する手法の組み立てが考えられないか。</p> <p>不在村で所在が不明な人の農地の管理について、地方自治体等が公的に行う場合の費用負担の説明責任をどのようにできるか難しいところ。</p>

検 討 課 題	検 討 会 で の 意 見 等 の 概 要
<p>(4) 農地相続と農業経営の継承について</p> <p>市町村外に在住の農地所有者の捕捉システムの構築をどのように考えるのか。</p> <p>不在地主の農地の適正管理・有効利用のための行為を可能とする制度的措置をどのように考えるのか。</p> <p>借地型農業経営の円滑な経営継承のための施策についてどのように考えるのか。</p>	<p>【第3回検討会】</p> <p>フランスでは、相続で細分化する農地所有者とその農地を利用集積して規模拡大を図る担い手の経営を結び付ける非常に細かい制度が組み立てられている。農地の相続後は所有者が細分化し捕捉が困難になるが、相続前の段階では捕捉が比較的容易と考えられる。その対策も合わせて考えていく必要がある。現在借りている農地の中でも県外在住の所有者が増えてきている。現在の所有者は顔がわかるが次の世代に相続されると人間的な関係は希薄になる。</p> <p>【第4回検討会】</p> <p>経済的な価値の低い中山間地域の農地所有の空洞化する中で、相続しても登記が行われない事例が増える傾向にある。嘱託登記で一括して行っていくようなことも考える必要があるのではないかと。相続登記がなされていない林地で、公共収用を行う場合は「公告縦覧」という形で対応される。遊休農地の利用権設定の場合も同様の仕組みが考えられるのではないかと。</p> <p>【第7回検討会】</p> <p>大型の借地経営が息子に経営を継承するときの利用権設定の契約を貸主の合意を得て1つ1つ改めてやるとなると膨大な事務になる。経営継承に伴う手続きの簡素化等の対策が必要。</p>
<p>(5) 公共・環境資源としての農地の把握・管理と保全について</p> <p>「農地を農地として保全する」ことの農地制度上の位置づけをどのように考えるのか。</p> <p>農地についての地理的な条件等を踏まえた類型区分と管理の仕組みをどのように考えるのか。</p> <p>都市農地および隣接する農振・農用地区域の農地の評価のあり方をどのように考えるのか。</p>	<p>【第1回検討会】</p> <p>遊休農地について地理的な条件等を踏まえた類型的な区分のもとに管理の仕方を検討することが大事ではないかと。一口ツバでは農地の一部として林地を扱っているケースがある。遊休農地の活用について、林地利用(広葉樹の植林)等も積極的に位置づけるべき。その場合、米の生産割当との整合性をとることが大事(転作面積としてカウントすることで悪循環を起こさないことが重要)。</p>

検 討 課 題	検 討 会 で の 意 見 等 の 概 要
<p>(5) 公共・環境資源としての農地の把握・管理と保全について</p> <p>「農地を農地として保全する」ことの農地制度上の位置づけをどのように考えるのか。</p> <p>農地についての地理的な条件等を踏まえた類型区分と管理の仕組みをどのように考えるのか。</p> <p>都市農地および隣接する農振・農用地区域の農地の評価のあり方をどのように考えるのか。</p>	<p>【第2回検討会】</p> <p>市街化区域内農地についての農業・農政上の位置づけを今日的にどう考えていくかが重要になると思う。これは、将来的に農振の農用地区域、白地区域へも影響を及ぼす議論になると考えられる。</p> <p>農地の守り方として、「農地を農地として最高度に利用する」ということを前面に出して政策等を仕組み直すことも必要ではないか。</p> <p>【第3回検討会】</p> <p>耕作放棄地の中には、条件が悪くて誰も耕作する意思のない農地も存在する。その農地の扱いをどう考えるか。単に「山に返せ」で良いとは思わない。</p> <p>条件が悪くて耕作放棄地になっている農地について、「耕地」と「林地」の間として位置づけて管理すること(例えば、採草放牧地)を考えるべき。その場合、管理コストの負担をどうするかも検討する必要。</p> <p>借り手のいない条件の悪い農地を、地域として保全していく仕組みを考えていく必要がある。放牧だけでなく、山菜栽培とか広葉樹の植栽とか地域に即した色々に対応の知恵は出てくる。</p> <p>【第4回検討会】</p> <p>農地であって、耕地と林地の間中間的な状態にあるものの位置づけを農地総量の確保との関係で整理することが必要になる。また、農用地区域内の農業用関連施設の敷地の扱いも含めて、農地の“定義”についての今日的な考え方を提起できるかどうか。</p> <p>遊休農地については、一筆ごとの対応でなくて地域としての農地を一括管理していく上での対策、つまり、地域全体の農地利用を合理的に進めていく上での障害の除去という観点が重要ではないか</p> <p>地域の農地の管理を一括して行う場合の仕組みとして、広い農地の真ん中にポツンとある遊休農地を管理する場合、地域に分散している遊休農地を管理する場合など色々対応のパターンが考えられる。中身をイメージしながら検討する必要がある。</p> <p>地域政策の課題として、兼業農家の果たしている役割は何らかの形で制度的にも位置づけていく必要があると思う。</p>

検 討 課 題	検 討 会 で の 意 見 等 の 概 要
<p>(5) 公共・環境資源としての農地の把握・管理と保全について</p> <p>「農地を農地として保全する」ことの農地制度上の位置づけをどのように考えるのか。</p> <p>農地についての地理的な条件等を踏まえた類型区分と管理の仕組みをどのように考えるのか。</p> <p>都市農地および隣接する農振・農用地区域の農地の評価のあり方をどのように考えるのか。</p>	<p>【第5回検討会】</p> <p>耕地と林地の間の中間的なものについての農地制度上の位置づけと利用形態のあり方の方向性を示すことは重要。その場合、維持コストの負担のあり方や地域の関わり方を含めた議論が不可欠。</p> <p>耕作放棄地について、農地制度として解決できる部分と農地制度を超える部分というのははっきりと区分しないといけない。いたずらに農業者に社会的な責務を押しつけるのは問題。農家の出すくず米について、えさ米として完全に潰して出荷するなどの取り組みが大事。</p>
	<p>【第6回検討会】</p> <p>定年帰農や都市と農村の交流等による都市住民等の農業参入に対応した小規模農地の権利取得についても一定の方向性が必要ではないか。(原田委員)</p> <p>都市住民等の農業参入については、農地の公共性の担い手として前向きに捉えていく必要があるが、農地の権利取得に当たっては、例えば、耕作放棄地率が7割以上といったような地域の条件があった方が良いのではないか。</p> <p>農地を地域の限りある資源として位置づける時に、地域の農業や農地利用等に関する規範と環境保全・資源管理ということを結びつけて行く必要があるのではないか。</p>
	<p>【第7回検討会】</p> <p>「市民的農地利用」という言葉はあまり一人歩きをさせない方がよい。都市住民による生産外での農地の農業的利用ということで整理した方がよい。</p> <p>EUの直接所得保障は土地を対象にしており保全農地的な形での維持も可能となっている。日本の場合はそこが異なる。</p> <p>農地の範疇に農業関連施設を含めて行くことで加工用施設等の位置づけをどう考えるかも課題。</p> <p>保全農地という言葉についても違和感を持つ人もいる。「休閒農地」「休作農地」といった感じの方がわかりやすいのか。</p>

検 討 課 題	検 討 会 で の 意 見 等 の 概 要
<p>(6) 新たな農地管理システムの体系的整備について</p> <p>農地に関する情報と所有権等の - 元管理の体制について</p> <p>農業委員会系統組織のあり方</p> <p>農地保有合理化法人のあり方</p>	<p>【第1回検討会】 農地の出し手と受け手を仲介する機関としての農業委員会、農地保有合理化法人(農業公社、農協)の役割・あり方についての現状・課題を改めて検討する必要がある。</p>
	<p>【第2回検討会】 安心して、「農地を貸せる」、「農地を借りられる」という意味では農地保有合理化機能の積極的な活用が効果的である。特に、一度貸した農地が借り手の都合で返還されるという事態は回避できる。こうした推進体制を、地域の実態に応じて農業委員会組織と農地保有合理化法人である農協や都道府県公社との連携で構築することが大事である。</p>
	<p>【第4回検討会】 地域の農地を集団的に管理するときの受け皿機関として農業委員会や農地保有合理化法人の役割や、組織的なあり方について制度的な仕組みを検討する必要があるのではないか。</p>
	<p>【第5回検討会】 農地利用集積の組織の再構築については、いったん農地の権利を全部プールして再配分する機能が、相対の利用権を集团的に調整して面的にまとめていく機能がイメージは相当違う。 所有権と利用権を分離していく中では、利用権レベルでの集積と配分機能があればよく、そのような仕組みの再構築を考えることではないか。</p>
	<p>【第6回検討会】 農地利用集積の促進に当たって、新しく組織をどうするというより、既存の組織をどううまく機能させて地域の実態に即した形で推進するかと言うことが大事。 JA農地保有合理化法人の取り組みが活発な愛知県安城市でも、農業委員会の農地情報がしっかりしているから可能なのであって農協だけですべてとは行かない。そうした連携の仕組みが大事。</p>
	<p>【第7回検討会】 農地管理システムという表現は農地制度全体まで含んだイメージで捉えられ、若干違和感を覚える。言葉を変えたほうがよい。 農地の利用調整の再編成を担うための農業委員会組織と農地保有合理化法人との連携事業をさらに強化する必要。</p>